

自己点検・評価報告書

2011年9月28日

駒澤大学法科大学院

研究科長 署名欄

印

目 次

第1	法科大学院の基本情報	3
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	5
第3	自己点検・評価の内容と結果	6
第1分野	運営と自己改革	6
1-1	法曹像の周知	6
1-2	特徴の追求	9
1-3	自己改革	12
1-4	法科大学院の自主性・独立性	15
1-5	情報公開	17
1-6	学生への約束の履行	20
第2分野	入学者選抜	22
2-1	入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉	22
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉	26
2-3	入学者の多様性の確保	29
第3分野	教育体制	32
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	32
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	34
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	36
3-4	教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉	38
3-5	教員のジェンダーバランス	39
3-6	担当授業時間数	40
3-7	研究支援体制	44
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	46
4-1	FD活動	46
4-2	学生評価	51
第5分野	カリキュラム	53
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	53
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	57
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	61
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	62
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	65
第6分野	授業	67
6-1	授業	67

6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	70
6-3	臨床教育（2）〈臨床科目〉	76
第7分野	学習環境	81
7-1	学生数（1）クラス人数	81
7-2	学生数（2）入学者数	82
7-3	学生数（3）在籍者数	83
7-4	施設・設備の確保・整備	84
7-5	図書・情報源の整備	87
7-6	教育・学習支援体制	89
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	90
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	93
第8分野	成績評価・修了認定	96
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	96
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	100
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	103
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	105
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	105

別紙1 法律基本科目自己点検一覧（第3 第6分野 6-1 別紙）

別紙2 学生数及び教員に関するデータ（「学生・修了者数の推移」「教員一覧」）

別紙3 教員個人調書

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 駒澤大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称
法曹養成研究科法曹養成専攻専門職学位課程
3. 開設年月 平成16年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者
氏名 日笠 完治
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授（法曹養成研究科長）
連絡先 TEL. 03-5712-4763
5. 認証評価対応教員・スタッフ
 - ① 氏名 若林亜理砂
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授（法曹養成専攻主任）
連絡先 TEL. 03-5712-4769
 - ② 氏名 受川 環大
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員長
連絡先 TEL. 03-5712-4779
 - ③ 氏名 江森 史麻子
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 准教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
副委員長
連絡先 TEL. 03-5712-4758
 - ④ 氏名 臼木 豊
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
連絡先 TEL. 03-5712-4723
 - ⑤ 氏名 對馬 直紀
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授

- 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
- 連絡先 TEL. 03-5712-4745
- ⑥ 氏名 松本 英俊
- 所属 法曹養成研究科（法科大学院）
- 職名 教授
- 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
- 連絡先 TEL. 03-5712-4748
- ⑦ 氏名 前所照枝
- 所属 教務部教務課法科大学院係
- 職名 課長補佐
- 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
- 連絡先 TEL. 03-5712-4709
- ⑧ 氏名 新井 淳
- 所属 教務部教務課法科大学院係
- 職名 主事補
- 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
- 連絡先 TEL. 03-5712-4703
- ⑨ 氏名 小山田 裕二
- 所属 教務部教務課法科大学院係
- 職名 書記
- 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
幹事
- 連絡先 TEL. 03-5712-4703

※本件に関する連絡先*****

◆駒澤大学法科大学院

所在地：〒154-0012 東京都世田谷区駒沢 2 - 1 2 - 5

郵送先：〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1 - 2 3 - 1

TEL. 03-5712-4703 / FAX. 03-5712-4704

Mail-to : klawgs@komazawa-u.ac.jp

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

駒澤大学の自己点検・評価制度は、学部、大学院、短期大学を全体とした「全学自己点検・評価委員会」が組織されており、本法科大学院（法曹養成研究科）については、大学院の中の一研究科として自己点検・評価を実施しているが、これとは別に、専門職大学院として第三者評価機関による認証評価を5年ごとに受けることが必要となっている。

今回（第2回）の第三者評価機関による認証評価を受けるにあたり、法科大学院独自の自己点検・評価を実施するために必要な事項を定めた「法科大学院自己点検・評価に関する規程」（資料1）により定められた「法科大学院自己点検・評価委員会」（2条1項）の下に置かれた「法科大学院自己点検・評価実施委員会」という。）（同条2項）が自己点検・評価報告書（以下「本評価報告書」という。）の作成を行った。そのプロセスは次のとおりである。

1 法科大学院第三者認証評価機関の決定

本法科大学院が認証評価申請を行う第三者評価機関をどの機関にするのかについては、自己点検・評価実施委員会で審議の後、法科大学院研究科教授会、法科大学院自己点検・評価委員会、常任理事会（理事会で決定した事項の執行機関）の議を経て、財団法人日弁連法務研究財団とすることを平成22年10月19日に決定した。

2 認証評価実施日程の決定

認証評価申請を実施する時期については、財団法人日弁連法務研究財団と事前に相談のうえ、前項と同様な手続きを経たのち、次のとおり決定した。

平成23年11月14日～16日 現地調査実施

3 自己点検・評価報告書の作成

平成23年6月1日開催の法科大学院評価実施委員会で自己点検・評価報告書作成の役割分担を決定し、前回（第1回）の自己点検・評価報告書及び評価報告書も参照しながら、自己点検・評価を行った。

本報告書を9月7日開催の法科大学院研究科教授会へ報告、9月21日開催の法科大学院評価実施委員会において審議決定の上、本評価申請となった。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、法曹として社会に貢献する活動を行うことを通じて、人や社会に対する共感能力、洞察能力を磨き豊かな人間性を備えることに努める法曹であり、これをキャッチフレーズ的に言えば、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹」である。

本法科大学院を設置する駒澤大学の「建学の精神」は、曹洞宗の教えを基礎にする「行学一如」である。すなわち、ただひたすら禅の修行をすることと、教えを学ぶこととは、根源において同じであるという意味である。

これを、本法科大学院が育成しようとする法曹像へと置き換えれば、法曹として社会に貢献し人々を助ける活動をただひたすらに行うように務めることと、正義のみならず人間とは何かを学ぶことは、根源において同じであるということになる。本法科大学院は、この考え方に従い、人と社会の関わりの中かで自らの行動、実践が人にとってどのような意味を持つのかということ問い直しながら学んでゆくことができるような法曹の養成を目指す。

そのような法曹たり得るためには、法曹としての専門技術的な要素・能力の具備だけでなく、内面的にも人間としての品性や魅力をもち心の通った者でなければならない。曹洞宗の教えである「信・誠・敬・愛」のそれぞれを実践的綱目として、自己を磨き人のために尽くす法曹を目指して法曹としての第一歩を踏み出すことができるよう、本法科大学院では、日々取り組んでいる。

(2) 法曹像の周知

育成しようとする法曹像は、法科大学院の諸活動の原点になるものであるが、地道な活動を不断に継続することによって、教職員のみならず受験生・学生・卒業生など、法科大学院全体に浸透していくものである。そこで、本法科大学院として次のような周知方法をとっている。

ア 教員への周知、理解

教員間では、法曹像の認識についての教授会での確認をベースとして、定期的に行う法科大学院FD小委員会（以下「FD小委員会」という。）

や分野別FD部会（4-1）において、養成のために必要な教育内容・体制などを常に議論している。また、本法科大学院は、小規模で法科大学院専用の独立の建物があるため、教職員は、常に密接な交流を行なうことができる。このような環境にあるため、教育目標とする法曹像については、教職員全体で日常的な対話の中で何度となく確認され、それを具体化するための諸方策の決定に反映されている。

また、客員教授、兼担教員及び兼任教員（以下、これらをまとめて「非常勤教員」という。）へは、パンフレットなどの送付だけでなく、各学期末に行なわれる拡大FD小委員会（4-1）や懇親会における交流・意見交換を通じて、本法科大学院の指導理念として理解してもらえるように努めている。

イ 学生への周知，理解

新入生には、入学式における研究科長講話等を通じて、法曹の社会における役割に目を向けさせるとともに、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹」の意味を知らせる。新入生歓迎会などの行事の際にも、同様に、このことを教職員スタッフからの話を通じて伝えている。

在学中は、学生と教員との接触を緊密にする担任制、オフィスアワーなどで、教員の個人的な指導として学生へ伝え、学生個人の性格に留意しながら法曹像を語ることになる。とはいえ、中心となるのはやはり法律実務基礎科目をはじめとする授業であることから、当該科目の担当教員から授業内容を通して周知させている。さらに、本法科大学院主催の特別講演会等を開催し、学内外の著名な実務家・研究者から、法曹としてのあり方、生き方について語って頂く機会を設けている。

なお、修了生には、学位授与式での研究科長式辞等を通じて語られるほか、司法試験合格者祝賀会等のイベントに來たり、アドバイザー弁護士として來学したときに、あるいは教員を私的に訪ねて來たときに、法曹のありようについて適宜相談に乗り助言を与えている。

ウ 社会への周知

本法科大学院の受験希望者を含む社会に対しては、第1に、パンフレット¹において大学学長の挨拶及び研究科長の挨拶によって本学法科大学院が育成を目指す法曹像を広く公表している。第2に、学内外の進学説明会において本法科大学院の特色や育成すべき法曹像などを教職員が熱意を込めて説明している。第3に、大学ホームページの中でも、校史と関連して、また科長挨拶の中で、本法科大学院の特色や育成すべき法曹像などを示している。このように、社会、とりわけ多くの受験生に本法科大学院の「養成しようとする法曹像」が十分に理解されていることは、面接試験等の際の回答により明らかといえる。

¹ 添付資料A2「駒澤大学法科大学院パンフレット」1-3頁

なお、入学後も学生はこのような理念をよく踏まえて勉学に励んでおり、自己の志望する法曹像とのミスマッチ、ギャップを訴える者は、とくに見られない。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は開学以来8年目を迎え、着実に法曹を輩出してきており、先頃、修了生である弁護士たちによる同窓会も結成された。

本法科大学院では、本法科大学院が産み出したこれら法曹集団を、より増やし、その社会貢献と活動により、いわば「駒澤法曹」として、上記の法曹像に沿った志と実力のある有能な法曹集団との定評を社会から得ること。また、彼らと連絡を密にとり、その法曹活動を支援すること。さらに、彼らと在校生との接点をできるだけ増やし、在校生に、駒澤法曹の実際の姿を知ってもらい、彼らに続く次の世代の法曹たらんと目標意識・意欲を高めてもらうこと。これらのことを現在目指している。

2 点検・評価

目指す法曹像は、建学の精神に由来するものであり、社会における法曹の役割から見ても、適当なものといえる。

そして、この法曹像は、さまざまな機会を捉えて学生や社会に周知されている。

そして、その養成のための取り組みとしては、後に述べるカリキュラム(第5分野)、理論と実務の架橋(6-2)及び法曹養成教育(第9分野)などを通じて、十分に設計され、実現されているものといえることができる。

3 自己評価

A

[理由] 建学の精神に根ざした法曹像の周知は質・量ともに良く行われており、そのための取り組みも十分になされている。また、修了生の法曹も多数輩出しており、彼らの法曹としての活動は、まさに、目指す法曹像を実現しているものといえる。

4 改善計画

特になし。

1-2 特徴の追求

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

ア 少人数教育

本法科大学院は、1学年定員45名（2010年度新入生までは50名）でありながら、1年次と2年次の必修科目は2クラス編成とし、1クラス最大23名という少人数での教育が、第1の特徴である。

選択必修科目においても、法律実務基礎科目の「ローヤリング」「民事裁判実習」及び「刑事裁判実習」は、2クラス編成で行われている。

選択科目である先端・展開科目や、基礎法学・隣接科目においても、少人数教育は実現されており、今年度前期では、履修者がもっとも多い科目でも14名であった。

イ 教員と学生の距離が近いこと

クラス担任制（7-8）を採用し、各学生は在学の期間を通じて1人の専任教員から、個別かつ継続的に指導を受ける。これにより、教員と学生は密接に接する。

また、環境面では、駒澤大学本校キャンパスとは離れた土地に、独立して建てられた法科大学院棟（7-4）において、臨床科目以外のすべての授業が行われており、専任教員は、全員、7階から9階の3フロアに研究室を有し、全学生は、2階または地下1階に自習室のキャレルを、地下1階に各自のロッカーを有している。このような密接な環境のもと、自然と、教員と学生の距離は近いものとなっている。1階のラウンジでは、新聞の朝刊・夕刊が自由に見られるようになっており、新聞記事をめぐって、学生同士や学生と教員が意見交換や議論をする場面なども多く見られる。

したがって、教員は、授業の内外にわたり学生にきめ細やかな指導を行うことが可能であり、学生は、いつでも教員に質問や相談を行うことのできる環境が整えられている。

そして、このような環境は、実際に有効に機能している。

ウ 第一東京弁護士会との提携

本法科大学院は、開学当初より、第一東京弁護士会と正式に提携を結んでいる。

そのことにより、都市型公設事務所である渋谷シビック法律事務所を利用した、リーガル・クリニックや無料法律相談会の実施、第一東京弁護士会が会として確保する受入先事務所へのエクスターンシップ等の充実した臨床教育が行われている（6-3）。

また、本法科大学院執行部と、第一東京弁護士会法科大学院検討委員

会正副委員長とで、定期的に意見交換が行われているほか、入学式や合格祝賀会には、第一東京弁護士会から来賓を迎え、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会には本学教員がオブザーバーとして参加するなど、人的交流がさかんにおこなわれている。

これらの取り組みにより、理論と実務の架橋（6－2）のために有益な環境が整えられている。

（2）特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 少人数教育

少人数教育を徹底するため、入学者数が少ない年度であっても、必修科目2クラス体制を堅持している。

また、たとえば「リーガル・クリニック」は、年間に3クラス（前期1クラス・後期2クラス）設置するなど、受講の学生の便宜と少人数教育の双方を実現するように工夫している。

イ 教員と学生の距離が近いこと

教員は、それぞれ、学生との距離を近くする工夫をしている。たとえば、前述の1階のラウンジで休憩をして学生と会話する、教員が地下1階の法科大学院図書室で授業準備を行う、個別の学生に用事があるときには自ら自習室に出向く等々である。

また、オフィスアワー以外にも、研究室に学生が来ることを歓迎する。そのため、法科大学院棟1階玄関にはボードが設置されており、全専任教員が校内にいるかどうか、一目でわかるようになっている。

さらには、定期的に学生との懇親会を実施する教員もいる。

学生の側でも、近い距離にいる教員を十分に利用するため、教員に対して、質問のみならず自主ゼミへの参加依頼などを行う者も多い。

ウ 第一東京弁護士会との提携

毎年の学生募集パンフレットにおいて、第一東京弁護士会会長のインタビュー記事またはコメントを写真とともに掲載している。弁護士会会長は任期1年であり、毎年変わることから、このインタビューまたはコメントと写真撮影が、会長に本法科大学院との関係の認識を新たにさせる役割を担っている一方、本法科大学院としても、時の弁護士会長との重要なパイプとなっている。

毎年、入学式には、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会委員長を来賓として招き、祝辞をいただく。また、司法試験合格祝賀会には、第一東京弁護士会から複数の来賓を招く。さらに、本法科外学院執行部と第一東京弁護士会法科大学院検討委員会正副委員長との意見交換会や、エクスターンシップ受入弁護士とのエクスターンシップ交流会を、随時、行っている。

以上のような取り組みを通じて、提携関係が名目だけのものとならないように工夫するとともに、取り組みを通じて得られる情報や知見が、理論と実務の架橋（6－2）のために、非常に有益なものとなっている。

（3）取り組みの効果の検証

以上の取り組みについては、専任教員間では、教授会やFD関係委員会で検証されている。

また、毎学期末には、非常勤講師を交えた拡大FD小委員会と懇親会を実施し、非常勤講師から見た、本法科大学院における特徴の追求のあり方について、意見を聴取する。

さらに、学生との日々の交流や学生ヒアリング（4－1）での意見等を通じて、学生がこれらについて、どのように評価しているかを検証している。

2 点検・評価

3つの特徴とも、本法科大学院のアイデンティティーをなしているとも言えるものであり、教員のみならず学生や修了生も、意識的にしろ無意識的にしろ、十分に認識しているものであるといえる。

そして、現在のところ、これらは、いずれも十分に機能していると考える。

特に、昨今の志願者・入学者数減少の中で、1学年2クラス体制を続けることは、重要な特徴であり堅持したいと考えている。

また、第一東京弁護士会との提携が名目だけに陥らないよう、本法科大学院と第一東京弁護士会双方が、その協力関係を、しばしば確認し、推進しているところである。

3 自己評定

A

〔理由〕特徴の内容が明確で、かつ、十分に機能しており、特徴を意識した取り組みが十分になされていると評価できる。

4 改善計画

特になし。

1-3 自己改革

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院を含む駒澤大学全体の自己点検・評価を行なう機関として、全学自己点検・評価委員会¹があり、その下に設置された部門別自己点検・評価運営委員会²の中に大学院自己点検・評価運営委員会³があり、その下に法科大学院自己点検・評価委員会⁴が置かれている。さらに、今回の認証評価に対応するため、上記委員会の下に法科大学院自己点検・評価実施委員会⁵が組織され、本評価報告書の作成を行った。

日常における継続的な自己改革のための検討・議論は、法科大学院研究科教授会⁶（以下「教授会」という。）が、年間を通じて随時行っている。

法科大学院執行部（研究科長及び専攻主任）は、駒澤大学法科大学院の向上のために何をなすべきかを、ほぼ毎日のように協議している。また、執行部を補佐するものとして、3名の運営委員（教務担当、入試広報担当、学生担当）がおり、必要に応じて研究科長の招集により随時、運営委員会を開催して、法科大学院の改革・改善のための協議を行なっている⁷。

なお、FD向上の方策として、非常勤教員の意見をより良く汲み上げ教育向上に活かすために、これまでは、各学期末に懇親会を設けて非常勤教員から今期の意見や感想を聞くにとどめていたところ、今年度からは、各学期末に非常勤教員もメンバーとする拡大FD小委員会（4-1）を開催し、教育向上に関する具体的な提言を求めるようにした。

なお、今年度から、入学者数の減少の原因を究明して具体的な改善策を策定するため、教授会のもとに入学者数改善ワーキンググループが組織された。

(2) 組織・体制の活動状況

法科大学院自己点検・評価実施委員会は、本評価報告書作成のために、所属委員において各分野の執筆を分担した上で、委員会として内容を検討し、案を完成させ、これが教授会で承認された。

FD小委員会は2か月に1回程度開催され、また教授会は毎月1回開催されて、自己改革について随時議論し検討している。

¹ 添付資料A5-4 「全学自己点検・評価に関する規程」第2条第1項第1号

² 添付資料A5-4 「全学自己点検・評価に関する規程」第2条第1項第2号

³ 添付資料A5-5 「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」第7条、同施行細則別表2

⁴ 添付資料A5-6 「法科大学院自己点検・評価に関する規程」第2条第2項

⁵ 添付資料A5-6 「法科大学院自己点検・評価に関する規程」第2条第1項

⁶ 添付資料A5-7 「法科大学院研究科教授会規程」第3条第7号

⁷ 添付資料B17 「法曹養成研究科（法科大学院）運営委員会に関する内規」

入学者数改善ワーキンググループでは、研究科長宛ての中間答申¹を作成し、これを9月7日開催の教授会で報告した。

(3) 組織・体制の機能状況

教授会では、入学者選抜に関し、入学者の質の確保を守りつつ、社会各層からの多彩な人材を入学者として受け入れるために、どのような選抜方法が適切であるかを検討している。その議論に基づき、2010年度入試からは、入試日程の見直し、入試科目の見直しなど、必要な改善を行なった。今後は、前述の入学者数改善ワーキンググループの中間答申を受けた取り組みが開始されることが期待されているほか、同ワーキンググループ自体も、より具体的な検討を進めていく。

なお、2010年度には入学者定員削減を行なった。

FD活動は、十分に機能している（第4分野）。

(4) 特に力を入れている取り組み

入学志望者数を増加させて、入学者の質及び数を確保することと、司法試験合格率を向上させることが、現在の大きなテーマであり、日々、検討を続けている。

2 点検・評価

法科大学院設立当初から、自己改革については、研究科教授会の終了後に問題点や課題について自由に議論しており、教育活動の改善、教育効果の向上には一定の成果を収めていると考える。

建学の精神に基づいた、有能で、人に寄り添い、社会と繋がる法曹、多様なニーズに対応しうる実力を備えた法曹の育成は、本法科大学院の目的とするところである。その社会的使命に応えるため、本法科大学院も開学以来これまでに相当数の法曹を輩出してきたが、その数はいまだ十分なものとはいえない。目下の本法科大学院の急務は、新司法試験合格者数を増やすことといえる。受験技術ではない真の実力を教育するにはどうすればよいか、これも常に検討し改善を図らねばならないことである。

3 自己評定

B

[理由] 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも良好であると思われる。ただし、入学者数、司法試験合格者数など、改善が十分に見られない項目もあり、今後の改善が必要である。

¹ 現地調査時間閲覧資料「入学者数改善ワーキング・グループ『中間答申書』」

4 改善計画

特に急務であるのは、まず、入学者選抜における質の確保を守りつつの十分な入学者数を得ることといえる。そのため、入学者数改善ワーキンググループの中間答申を踏まえた施策を具体的に行うことが予定されている。

次に、司法試験合格者の増加も重要課題である。授業方法の改善、自学自修の指導強化など、学生の実力を向上させる方法を常に検討している。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1 現状

(1) 教授会の権限

本法科大学院を設置する駒澤大学においては、全学教授会、大学院委員会、人事委員会等の全学的組織があり、それぞれの会議に法科大学院研究科長、専攻主任のほか、委員会委員に委嘱された担当者は、構成員として参加している。これは、全学的に協調体制を維持するために、歴史的に形成されてきた組織制度であって、原則的に各学部や大学院の自主性・独立性に不当に干渉することはない。

本法科大学院も、最高意思決定機関としての研究科教授会（以下、「教授会」という。）、執行機関としての研究科長及び補佐機関としての専攻主任を有しており、これらを中心に、教員人事、入学者選抜、カリキュラム内容、学生管理、施設管理、予算執行など重要事項を審議決定することができる¹。これらの権限に基づき、本法科大学院は、その目的達成のために、主体的かつ自律的に最善策を立案企画し、実行し、評価している。

教授会は、研究科長が議長を務め、研究科長から報告事項が報告された後、審議事項が発議され審議を通して決議される²。審議事項と報告事項の区別は、形式的のみならず実質的にも研究科長によって決定されている。

(2) 理事会等との関係

教授会で決定された事項は、大学法人として上記会議等で審議される形になる。たとえば、教員人事が法科大学院独自で決定されたとしても、学内手続的・形式的には人事委員会で承認されることが必要である。また、また入学者選抜方法やカリキュラム内容を変更する場合には規程改正に関わるため大学院委員会や全学教授会の承認を要する。

だが、上記のようにそれらは形式的なものにすぎず、他学部や大学院の他研究科の委員、理事長・学長ほかの大学当局が、法科大学院から提出した原案に対して否決や修正をかけるなど、自主性・独立性に不当に干渉することは事実上ありえず、法科大学院教授会の意向が覆された前例はない。いずれの事項についても、具体的な内容は、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

(3) 他学部との関係

上記のように、他学部との関係で教授会の意向が実現できなかった例はない。

¹ 添付資料A5-7「法科大学院研究科教授会規程」第3条

² 添付資料A5-7「法科大学院研究科教授会規程」第3条

なお、かつては、法科大学院専任教員の中に、法学部専任教員を兼ねている教員が3人おり、それぞれの教授会に所属していたが、現在では、そのような兼任教員は存在せず、法学部からも完全に独立の状態になっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

専門職大学院は、学部をベースとしてその上に位置づけられる従来型大学院とは異なり、大学全体の観点に関する情報が不足しがちであり、また孤立しがちとなる。これを回避するため、大学の各学部、大学院の各研究科と、意見交換を密にするようにしている。

2 点検・評価

学校法人としての予算作成執行権限は大学当局にあるので、その面で独自性・自立性を発揮することはできないが、予算編成において、法科大学院の意見は十分尊重されている。そのほかの意思決定については、自主性・独立性を保っていて自律的といえる。

3 自己評定

適合

[理由] 法科大学院の自主性・独立性が制度的に保障されており、また、実態としても確保されている現況にある。

4 改善計画

特になし。

1-5 情報公開

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本法科大学院における教育活動等に関する情報、とりわけ、養成しようとする法曹像、教員の履歴や研究業績、カリキュラム構成と各科目の概要、入学者選抜の仕組み・日程・基準・方法・前年度の結果、教育方法の特色、学生数やその構成、奨学金等の学生支援体制、施設や学修設備環境ないし職員の体制、オフィスアワーやクラス担任制、学生ヒアリングや授業評価アンケート、さらには、修了し新司法試験に合格した者からの後進への声、在学生による法科大学院での学修生活についての感想や意見、などを公開している。

(2) 公開の方法

以上の各情報については、主として各年度に出される「パンフレット」¹によって、公表されている。

また、法科大学院専用のホームページをもち、ここでも、多彩な情報を公開している。パンフレットと重なる事項が多いが、アクセスの容易さからより多くの人の目に入るものなので、できるだけ充実した情報提供を意図したものである。また、ホームページにおいては、入学者選抜につき、実施進行中の各段階において、それぞれの試験結果をいち早く公表している。

なお、在学生にとって重要な教育関係についての情報は、各年度に出される法科大学院履修要項²に挙げられている。教職員・学生に必要な「駒澤大学法科大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」をはじめとする各規程ないし内規についてもそこに抄録されている。各授業科目については、各回の授業内容をシラバスとして履修要項にまとめ公表している。さらに、実際に当該年度がスタートし授業が開始されてからは、TKC法科大学院教育支援システムを採用しているので、学生が自由にアクセスできる電子情報の形で、実際の授業進行に即して、次回のシラバス・予習範囲などを掲示し、利用に供している。成績評価、進級、修了認定などの判定基準は、とりわけ、学生にとって重要な事項であるので、履修要項に明示されている。

また、学内外で行なう進学説明会においては、来場者に対し、パンフレットやそのダイジェスト版を与えつつ、また授業風景のビデオ映像を見せつつ、本法科大学院の養成しようとする法曹像、入学者選抜に関する事項、

¹ 添付資料A2「駒澤大学法科大学院パンフレット」

² 添付資料A4「法科大学院履修要項」

教育内容の特色，成績評価・判定基準，修了者の進路状況，学習環境などの説明をし，質問に答えている。

学生の授業評価については，年度ごとにまとめて，担当教員のコメントを付して冊子「授業評価と授業改善」¹として公表されている。授業評価が適正に行なわれるため，匿名性を厳密に確保する，アンケートの実施時期を試験日程よりも以前に設定する，各科目の担当教員には成績表を提出後にアンケート結果を知らせるなどの方法をとっており，さらに学生にこの点を周知させている。なお，成績関係の情報（成績の分布図等）については，掲示板に学期ごとにまとめて公表されている。

本法科大学院の紀要である『駒澤法曹』²では，毎年度の活動抄録として，特別講演会，エクスターンシップ，無料法律相談会，合格者プレ講座などの概要報告，授業評価アンケートや学生ヒアリングなどのFD活動の概要報告が掲載公表されている。

（3）公開情報についての質問や提案への対応

基本的にまず事務室が対応する。ホームページ上に「駒澤大学法科大学院に関してのお問い合わせ」につき，法科大学院所在地，事務室の電話番号，ファクス番号，Eメールアドレス，受付時間（大学休業日を除き，平日9：00～18：00（昼休み12：30～13：30），土曜日9：00～12：00）を掲載している。例えば本法科大学院の受験を検討している駒澤大学学部生や学外者が，窓口に来校し，電話やEメールによって，パンフレット等にある移行合格制度や長期履修制度など入試・入学に関する事柄，各種の奨学金など経済支援に関する事柄につき，より詳細な質問を求めてきた場合は，事務方で適宜対応している。

他方，入学資格審査（受験資格審査）など実質判断を要する事柄についての質問である場合は，執行部（研究科長，専攻主任）が引き取って対応する。

本法科大学院生から奨学金などにつき質問があった場合は，事務方や執行部，一般教員が，随時対応している。カリキュラム改正など学生全体に関わる重要な事柄については，当初からできるだけ詳細な情報を提供するようにしているが，個別事項について質問する学生が多くいる場合には，掲示板やTKCに掲示し，必要ならば説明会を開催して，より詳細な情報提供を行なっている。

（4）前回認証評価指摘事項への対応

¹ 添付資料A 1 5 「法科大学院授業評価と授業改善」

² 添付資料B 6 「駒澤法曹」

貴財団による第1回認証評価における評価報告書において、本評価基準項目に対応するものであった「1-3-1 情報公開」では、「学内からの質問その他改善提案については、アンケートやヒアリング、あるいは、オフィスアワーでの申入れや随時の事務室への申入れなどで受け付けており、それらの申入れが受け入れられた場合には、その結果が目に見える形で表れているが、受け入れられなかった場合に、なぜ受け入れられなかったのが学生にはわからないという学生の意見があった。」旨の指摘がなされた。

これを受けて、現在では、事務窓口や学生ヒアリングにおける学生からの質問や改善申入れ、授業評価アンケートにおける学生からの改善申し入れに対しては、改善不可能あるいは改善不要な場合でもその理由をできるだけ具体的に説明し、質問・要望する学生が納得できるように努めている。

(5) 志願者獲得のための情報発信

近年における入学者減少傾向を改善するため、入学者数改善ワーキンググループ（1-3）を先頃発足させ、中間答申が提出された。同ワーキンググループでは、入学者数向上の為の方策を多面的に検討しているが、情報公開・発信の改善もその重要な1つであり、進学説明会の改善、ホームページの改善などが常に検討されている。

2 点検・評価

本法科大学院は、多彩な情報をさまざまな形で公開しており、第1回認証評価において指摘された、公開情報についての質問や提案への対応を向上させることにも努めている。

3 自己評定

A

〔理由〕多彩で詳細な情報がさまざまな方法で公開されており、さらに充実を目指して努力している。また、公開情報に対する質問、評価、改善提案等についても、より丁寧な対応をするよう心がけている。

4 改善計画

特になし。

1-6 学生への約束の履行

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育内容に関するものとして、入学年度のカリキュラムに即した科目の開講がある(5-1, 5-2)。科目の具体的内容としては、履修要項¹やTKC電子シラバスにおいて約束した授業各回の目標・内容の達成がある。法科大学院棟における授業科目の実施だけでなく、第一東京弁護士会との提携に基づいて行なわれる法律事務所におけるリーガル・クリニックやエクスターンシップという臨床科目(6-3)の実施も含まれている。また、少人数教育制の特色を活かしたオフィスアワー、クラス担任制の実施や、授業評価アンケート(4-2)、学生ヒアリングとそれへの対応等も、学生との約束事項である。

また、学修環境に関するものとして、専用キャンパスの保持、専用学習席(キャレルデスク)や図書室の提供等があり(7-4)、経済支援に関するものとして、各種奨学金の実施(7-7)がある。

(2) 約束の履行状況

上記(1)に述べた各事柄については、おおむね適切に履行されているといえる。

ただし、授業進行について、履修要項やTKC電子シラバスによる計画と、現実の授業との間に、乖離・不達成がある授業があることが、授業評価アンケートなどにおいて指摘されたことがある。

学生ヒアリングについては、ある回での質問や要望に対してその場でただちに改善可否の回答ができず保留した事柄につき、次回において、調査検討結果の具体的報告が不十分との指摘がなされることがあった。

(3) 履行に問題のある事項についての手当て

オフィスアワーについては、その重要性を教員に周知し、学生に着実に対応するよう、各教員に促している。

授業進行については、定期的に行うFD小委員会においては、法科大学院の教育理念である双方向・多方向討論と、効率的な授業進行との両立を図るための検討を続け、計画自体についても合理的なものとするを推進するとともに、各教員において授業進行に問題が生じる場合には、調整や計画の変更を行い、できるだけ早い時期にTKC電子シラバスにより掲示することなどを求めている。

¹ 添付資料A 2「駒澤大学法科大学院パンフレット」20頁、添付資料A 7「法科大学院入学試験要項」3頁、添付資料A 4「法科大学院入学試験要項」51頁

学生ヒアリングについては、学内事情により実現不可である事柄についてはその場でできるだけ具体的に回答するように努め、また、その場では回答保留にした事柄については、次回において調査検討結果を具体的に示しつつ報告説明するようにしている。

2 点検・評価

学生に約束した事項については、概ね履行されている。

また、授業評価アンケートや意見交換会等を通じて、学生の不満や、学生が指摘する問題点について常に把握するとともに、必要な改善がなされている。

3 自己評定

A

[理由] 学生に約束した事項については、履行されている。

4 改善計画

特になし。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉

1 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院は、現在社会から求められている多様な法曹を養成するために、入学者選抜にあたっては、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）として、公平・公正・客観的な手続きの下、様々な角度から選抜を行うことを理念としている¹。この学生受入方針を、入学試験との関係において、次のように具体化し、公開している。

「社会のさまざまな場面で、人のために活躍する、志の高い法曹を養成したい。これが駒澤大学法科大学院の目標です。多様な背景を持つ人を受け入れることができれば、社会のいろいろな場面で活躍する法曹を養成することができると考えました。選抜にあたって、「適性試験」だけではなく、その人がなぜ法曹を目指すのかを、自分の現在、過去、未来にわたって書いた「自己アピール書」、多角的な物の考え方を文章に表現できるかどうかを問う「小論文」、そのすべてを総合的に判断するのはそのためです。」²

(2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院の目的は、企業法務・市民法務を中心とした多様な法曹を養成することにある。社会に生じるいろいろな問題を法的に解決するためには、多様な法曹が必要だからである。そのためには、さまざまな背景をもつ人を受け入れることが重要であると考えます。また、その教育をていねいに行うためには少人数教育が最も適しており、少人数教育によって将来の法曹としてのコミュニケーション能力を育てることができる。

この理念に基づき、適性試験成績・自己アピール書・小論文試験（既修者については法律試験）成績による選抜をした後（第1次試験）、面接試験（第2次試験）を実施している。第1次試験では、入学者をさまざまな角度から選抜することができるように工夫している。第2次試験では、主に、自己アピール書に基づき、その志望動機の明確さ、強さを面接委員との会話の中で審査し、基礎的なコミュニケーション能力を総合的に判断するようにしている。

なお、第1次試験においては、「社会人・非法学部出身者優先合格枠」を設け、社会人及び非法学部出身者を募集定員の3割以上確保するよう努めている。また、法科大学院全国統一適性試験成績は、300点満点を50点満

¹ ホームページ（http://www.komazawa-u.ac.jp/cms/hoka_shiken/hoka_nyushi2012/）

² 添付資料B 1 5 「入学試験過去問題集」（入学者選抜にあたってのポリシー）。

点に換算して入学者選抜の1科目として使用し、その成績が著しく低い者（おおむね下位15%以下）については、不合格としている。

具体的な2012年度入学者選抜の選抜基準(前期入試・後期入試共通)は、下記のとおりである。

ア 未修者コース

配点は、法科大学院全国統一適性試験成績、自己アピール書各50点、小論文、面接各100点である。

第1次試験は、小論文・法科大学院全国統一適性試験成績・自己アピール書の合計点(200点満点)により合否判定を行う。

第2次試験は、面接点に基準点を設け、これを満たしている者について、面接点と第1次試験の得点の合計(300点満点)により合否判定を行う。

イ 既修者コース

配点は、法科大学院全国統一適性試験成績、自己アピール書、法律試験4科目(憲法、民法、商法、刑法)各50点、面接100点である。

第1次試験は、法科大学院全国統一適性試験成績・自己アピール書の合計、法律試験(憲法)、法律試験(民法)、法律試験(商法)、法律試験(刑法)それぞれに基準点を設け、これを満たしている者について、法律試験の合計点(200点満点)で合否判定を行う。

第2次試験は、面接点に基準点を設け、これを満たしている者について、面接点と第1次試験法律試験(4科目)の得点の合計(300点満点)により合否判定を行う。

ウ 移行合格制度

移行合格制度とは、既修者コース出願者のうち、この制度を適用して未修者コースとの併願を希望する者について、まず既修者コースでの合否判定を行い、その合格基準を満たさなかった場合は、さらに未修者コースでの合否判定を行う制度である。

この制度の適用を希望する者は、既修者コース出願時にその適用を申請するものとし、当然ながら、両コースの合否判定に必要なすべての試験科目の受験を必要とする。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針、選抜基準、選抜手続は、4月より概要をホームページにおいて、6月よりその詳細を入試関係資料(パンフレット・入学試験過去問題集・入学試験要項)において公開しており、内部規定範囲と公開範囲に差異はない。

また、例年、学内において入試説明会(進学説明会)を6回程度開催し、学外における合同進学説明会には4~6回参加している。その際、学生受

入方針、選抜基準、選抜手続を、入試関係資料に基づき十分説明している。

(4) 選抜の実施

入学者選抜は、選抜基準及び選抜手続に則り、適切に実施している。

なお、入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は、過去に発生したことがない。

2009年度入学者選抜 (2008年度実施)			2010年度入学者選抜 (2009年度実施)			2011年度入学者選抜 (2010年度実施)		
受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
154	76	2.03	70	47	1.49	69	35	1.97
165	76	2.17	71	47	1.51	84	35	2.40

[注] 上段は、前・後各期において、移行合格判定希望者（併願者）をすべて1人として計上し、算出した人数及び倍率。下段は、2011年文部科学省実施の「法科大学院入学者選抜実施状況調査」における算出方法に従い、移行合格判定希望者（併願者）を実際の選抜対象であるか否かにより1人または2人として計上し、算出した人数及び倍率（併願者が既修合格者となったために未修者合否判定を行わなかった場合については、既修の受験者1名、未修の受験者0名とし、併願者が既修者コースで不合格となり未修者合否判定を行った場合については、既修の受験者1名、未修の受験者1名として算出）。

(5) 特に力を入れている取り組み

入学者選抜においては、法曹養成という社会に対する公共的責務を重視して、公平性・公正性・客観性の担保を常に意識しながら実施している。

したがって、第1次試験における自己アピール書、小論文の採点については、事前に採点者間で採点基準を共有して評価・採点の客観化を図った上、2人が評価・採点を行い、その合計または平均により、得点を算出している。

また、第2次試験においても、面接試験の公平性・公正性・客観性を高めるために、1人の受験者に対する面接担当教員を2人としている。また、その評価・採点についても、事前に面接採点基準及び採点項目を定め、評価・採点の客観化を図っている。

2 点検・評価

本法科大学院の目的は、企業法務・市民法務を中心とした多様な法曹を養成することであり、そのためには、さまざまな背景をもつ人を受け入れることが重要である。また、その教育をていねいに行うためには少人数教育が最も適しており、少人数教育によって入学時の基礎的コミュニケーション能力

を高め、将来の法曹としてのコミュニケーション能力を育てることができる。

したがって、適性試験成績・自己アピール書・小論文試験（既修者コース志願者については法律論文試験）成績による選抜をした後（第1次試験）、面接試験（第2次試験）を実施している。面接試験は、主に、自己アピール書に基づき、その志望動機の明確さ、強さを面接委員との会話の中で審査し、あわせて基礎的コミュニケーション能力をみるようにしている。法曹にとって、コミュニケーション能力が重要だからである。

3 自己評定

A

〔理由〕 学生受入方針，選抜基準，選抜手続は，いずれも，適切性，明確性，公開性のすべての点で，非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉

1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

法学既修者の入学者選抜における配点は、法科大学院全国統一適性試験成績、自己アピール書、法律試験4科目（憲法、民法、商法、刑法）各50点（2010年度入学者選抜までは、7科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の試験を行っていたが、2011年度入学者選抜から、既修者コースを志願する者のほとんどが法学部生であり、その多くが学部において履修している科目が前記4科目であることに鑑み、前記4科目にした）、面接100点である。

第1次試験では、法科大学院全国統一適性試験成績・自己アピール書の合計、法律試験（憲法）、法律試験（民法）、法律試験（商法）、法律試験（刑法）それぞれに基準点を設け、これを満たしている者について、法律試験の合計点（200点満点）で合否判定を行うことにより、法曹適性及び法的知識が法学既修者として適切であるかについての判断を行っている。

第2次試験では、面接点に基準点を設け、これを満たしている者について、面接点と第1次試験法律試験（4科目）の得点の合計（300点満点）により合否判定を行うことにより、法曹としてのコミュニケーション能力が法学既修者として適切であるかの判断を行っている。

なお、既修者コース入学者については、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認めるが、入学者選抜における法律試験科目が憲法、民法、商法、刑法の4科目であることから、未修者コース1年次必修の法律基本科目のうち、下記2単位科目を15科目、計30単位を修得したものとみなしている（履修要項2頁・修了に必要な単位数）。

憲法Ⅰ，憲法Ⅱ，憲法Ⅲ

民法Ⅰ，民法Ⅱ，民法Ⅲ，民法Ⅳ，民法Ⅴ，民法Ⅵ

商法Ⅰ，商法Ⅱ，商法Ⅲ

刑法Ⅰ，刑法Ⅱ，刑法Ⅲ

(2) 基準・手続の公開

既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続は、4月より概要をホームページにおいて、6月よりその詳細を入試関係資料（パンフレット・入学試験過去問題集・入学試験要項）において公開している。

また、例年、学内において入試説明会（進学説明会）を6回程度開催し、学外における合同進学説明会には4～6回参加している。その際、既修者選抜、既修単位認定の基準について、入試関係資料に基づき十分説明している。

(3) 既修者選抜の実施

第1次試験において法律試験（憲法）、法律試験（民法）、法律試験（商法）、法律試験（刑法）それぞれに基準点を設けることにより、各法律分野における法的知識の充足状況を確認し、1科目でも法的知識が不足していると判断される場合については法学既修者としての入学を認定しないという厳格な判定を行っている。したがって、毎年の入学者選抜全体の競争倍率と比しても競争倍率は2倍以上高くなっている。

なお、既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は、過去に発生したことがない。

2009年度入学者選抜 (2008年度実施)			2010年度入学者選抜 (2009年度実施)			2011年度入学者選抜 (2010年度実施)		
受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
26	6	4.33	8	2	4.00	30	7	4.29

[注] 上表受験者数には、法律試験を受験しなかった移行合格制度適用希望の既修者コース受験者を含まない（2011年度2人）。

	2009年度入学者選抜 (2008年度実施)		2010年度入学者選抜 (2009年度実施)		2011年度入学者選抜 (2010年度実施)	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
入学者数	33名	2名	28名	0名	15名	2名
入学者数に 対する割合	100%	6%	100%	0%	100%	13%

2 点検・評価

既修者認定が合理的かは、既修者として入学してきた者を未修者2年目の者と比べることによって確かめることができると考えられる。既修者は、2年間で法曹となることができる能力を修得することができる者でなければならないからである。

2年次生として同内容の学習を行う既修者1年目の者と未修者2年目の者の進級判定の際の成績に照らすと、下記のとおり両者に学力差はなく、既修者認定は合理的であると考えられる。

		既修者	未修者
2009 年度	進級者数	4	28
	原級者数	1	7
	進級率	80%	80%
	GPA 平均	2.28	2.16
	進級者 GPA 平均	2.36	2.28
2010 年度	進級者数	0	19
	原級者数	0	8
	進級者		70%
	GPA 平均		2.14
	進級者 GPA 平均		2.31
2011 年度前期	在学者数[1]	2	23
	GPA 平均	2.33	2.01

[1] 休学者を除く。

3 自己評定

A

[理由] 既修者認定における基準・手続とその公開は非常に適切であり、その実施も厳格である。

4 改善計画

特になし。

2-3 入学者の多様性の確保

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

法律学を専攻とする学部・学科以外の学部・学科を卒業した者（卒業見込みの者を含む）をいう¹。

(2) 実務等の経験のある者の定義

入学時において、大学卒業後実務経験3年以上の者をいう²。

本大学大学院の社会学系の研究科における一般的な社会人の定義は、「大学卒業後実務経験2年以上の者または大学卒業後3年以上の者」³であるが、本法科大学院においては、実務経験の有無にかかわらず大学卒業後3年を経過していない者を含めることは適当でないと考え、2011年度入学者選抜より、社会人の定義を「大学卒業後実務経験3年以上の者」とした。

また、上記における「実務経験」とは、文部科学省学校基本調査の社会人定義に準拠し、給料、賃金、報酬その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いていることを指すものとした。すなわち、業種を問わず正社員として勤務した経験のほか、自営業、会社経営、派遣社員としての勤務、継続的なアルバイトとしての勤務（学生アルバイト除く）等の経験を含み、主婦、家事手伝い・家業手伝いの経験も含むものとしている⁴。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数(2011年度)	15名	1名	3名	4名
合計に対する割合	100.0%	6.7%	20.0%	26.7%
入学者数(2010年度)	28名	5名	6名	11名
合計に対する割合	100.0%	17.9%	21.4%	39.3%
入学者数(2009年度)	33名	14名	7名	21名
合計に対する割合	100.0%	42.4%	21.2%	63.6%
3年間の入学者数	76名	20名	16名	36名
3年間の合計に対する割合	100.0%	26.3%	21.1%	47.4%

¹ 添付資料A7「法科大学院入試要項」3頁。

² 添付資料A7「法科大学院入試要項」3頁。

³ 添付資料B1「大学院社会人特別入学試験要項」21頁。

⁴ 添付資料A7「法科大学院入試要項」3頁。

- [注] 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。駒澤大学法科大学院における定義は、2009年度・2010年度は「大学卒業後実務経験2年以上の者または大学卒業後3年以上の者」、2011年度は「大学卒業後実務経験3年以上の者」とした。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。
- 3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

(4) 多様性を確保する取り組み

社会人・非法学部出身者については、「通常枠で第1次試験の合格判定を行い、社会人・非法学部出身者が入学定員の3割に満たないときは、別枠で判定する」という優先合格措置を採っている。

2 点検・評価

2010年度以前においては、通常枠の合否判定において、社会人・非法学部出身者が入学定員の3割を超過していたため、社会人・非法学部出身者優先合格措置の適用はなかった。

2011年度においては、社会人・非法学部出身者が入学者の3割を下回る結果となったが、下表のとおり、第1次試験合否判定の段階では、社会人・非法学部出身者が入学定員の3割を超えており（35.6%）、第1次試験合格者全体に対する割合も31.4%であり、良好であった。また、第1次試験に不合格となった6人は、適性試験成績基準点に達しなかった者であり、社会人・非法学部出身者優先合格措置を適用して合格とすることは困難であった。

【 入学者選抜における社会人・非法学部出身者割合 】

		受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	入学者数
2010年度 (入学定員 50人)	全体数	70	60	47	28
	社会人・非法学部出身者数	25	21	18	11
	全体数に対する社会人・非法学部出身者割合	35.7%	35.0%	38.3%	39.3%
	入学定員に対する社会人・非法学部出身者割合	50.0%	42.0%	36.0%	22.0%

2011年度 (入学定員 45人)	全体数	69	51	35	15
	社会人・非法学 部出身者数	22	16	10	4
	全体数に対する 社会人・非法学 部出身者割合	31.9%	31.4%	28.6%	26.7%
	入学定員に対す る社会人・非法 学部出身者割合	48.9%	35.6%	22.2%	8.8%

※各割合においては、小数点以下第2位で四捨五入し、小数点以下第1位まで表記。

3 自己評定

A

[理由] 2011年度を除く各年度の入学者全体に占める社会人・非法学部出身者の割合が3割以上であり、過去3年の合計における入学者全体に占める社会人・非法学部出身者の割合が3割以上である。

4 改善計画

特になし。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本法科大学院の2011年5月1日現在の専任教員総数は14人である。

本法科大学院の入学定員は、2010年度以前が50人、2011年度以降が45人である。従って、2011年度の収容定員数は135人であり、専任教員1人あたりの学生数は9.6人であるが、仮に3年間の入学定員を累計した145人を母数として学生比率を算出したとしても、10.4人となり、法令上必要とされる要件（15人以下）を十分に満たしている。

専任教員と担当科目の一覧、及び教員調書については、巻末資料を参照されたい。

専任教員採用時の適格性の審査については、教授会により選任された審査委員による業績審査・面接審査を経た上で、教授会において採用について審議し、決定している¹。

また、採用後の検証については、毎学期、教員相互に授業参観を行い、問題点があれば指摘していることに加え、学生からのアンケートをとって改善すべき点を検討することとしている。また、それらの結果を教員が共有し、また法科大学院FD小委員会や分野別FD部会などで議論することにより、法科大学院全体として統一性のある検証が行えるように努めている。

（2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	1名	1名	2名	1名	2名	1名

（3）実務家教員の割合

本法科大学院には14人の専任教員がおり、うち法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員の数（2割以上）は、3人である。現在、本法科大学院の専任教員である実務家教員は5人であり、これら5人の教員はすべて5年以上の実務経験を有している。

以上のように所定の基準を満たしているのみならず、実務家教員はすべて弁護士資格を有している。その中には、司法研修所教官経験者も含まれ

¹ 添付資料A5-8「専任教育職員の選考基準に関する規程」

ている。

(4) 教授の数

教授の資格要件については、「専任教育職員の選考基準に関する規程」¹第6条に定めるとおりである。また、その選考においては、同規程第13条第2項により、法科大学院研究科長が当該教授会の決議に基づいて提案し、教員人事委員会の調整を経て学長が決定する。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	13名	1名	14名	4名	1名	5名
計に対する割合	92.9%	7.1%	100%	80.0%	20.0%	100%

2 点検・評価

法令上必要とされる、専任教員数、専任教員一人あたりの学生比率、法律基本科目の各分野における必要専任教員数、実務家教員割合、教授数等についてはすべて基準を満たしているのみならず、少人数教育を実施するに足る構成となっている。また、適格性の審査についても、適切に実施している。

3 自己評定

適合

[理由] 専任教員の必要数及び適格性は、すべての条件において十分に基準を充足している。

4 改善計画

特になし。

¹ 添付資料A5-8「専任教育職員の選考基準に関する規程」

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院においては、前記3-1で述べたとおり、必要にして十分な教員構成を確保しているが、専任教員の退職に伴う教員採用、特任教員の任期更新等については、大学当局の理解を得るべく、日々折衝を行っている。

なお、2004年度設立当初に3名在籍していた、いわゆる「ダブルカウント」教員については、漸次二重籍を解消し、2008年度末日をもって、すべて解消した。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

本法科大学院を修了した弁護士をアドバイザー弁護士（7-8）として採用し、後進を指導する機会を提供することによって、将来の実務家教員確保に向けた取り組みをしている。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

前記「専任教育職員の選考基準に関する規程」は、教員の所属や専門分野を問わず、本学の教員全般に適用されるものであることから、法科大学院の教員の特性に応じた教員の新規採用及び昇任を判断する際の指針となる基準が必要となった。そこで、2007年6月に、教授会において「専任教員（研究者教員）の採用及び昇格に関する内規」¹及び「専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する内規」²を決定した。同内規に基づき、在職中の准教授3名が教授に昇任し、また新規に教授2名（特任教授1名を含む。）、准教授1名が採用されている。

教員の採用及び昇任以外の場面では、FD活動の一環として行われる①授業アンケートと②教員の授業参観の実施が教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとして活用されている（4-1, 4-2）。すなわち、各教員は、中間アンケート及び授業評価アンケートの結果を受けて、自ら反省して授業内容・方法等の改善に努め、また教員相互間の授業参観の実施によって、相互に授業を評価し意見を述べることによって、教育能力の維持・向上に努めている。

また、法科大学院協会等が主催する法科大学院教育に関連する各種研修やシンポジウムに教員を派遣し（4-1）、派遣された教員は、教授会においてその概要を報告し、その報告に基づいて教員間の意見交換を行って

¹ 添付資料B2「専任教員（研究者教員）の採用及び昇格に関する内規」

² 添付資料B3「専任教員（実務家教員）の採用及び昇格に関する内規」

る。

(4) 特に力を入れている取り組み

授業参観(4-1(5))は、前期及び後期において1週間程度の期間を設けて行われ、専任教員は1科目以上の参観を義務づけられる¹。各教員は、授業参観の後、授業方式の評価や感想を報告書にまとめて事務室に提出する²。この報告書は、参観を受けた教員に交付され、その内容を確認し、今後の授業に反映させる努力をするのみならず、参観者と被参観者との間で意見交換が行われることも多い。

2 点検・評価

専任教員確保のための取り組み、将来の教員確保に向けた取り組みや工夫はよく実施できている。教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上のための取り組みは、教員の採用及び昇任に際しては内規に基づき十分に実施され、また授業評価アンケートや授業参観を用いた自己反省と相互評価は、各教員の教育能力の向上に資するものである。

3 自己評定

A

[理由] いずれの取り組みも非常によく実施できている。

4 改善計画

特になし。

¹ 添付資料A13-1「授業参観日程表」

² 現地調査時間閲覧資料「授業参観報告シート」

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

本法科大学院における2010年度後期及び2011年度前期の法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数及び担当専任教員数、並びに、各科目群の、専任教員と専任教員以外についての、一クラスの履修登録者数の平均値は下記のとおりである。

【 2010年度後期 】

	クラス数	専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
			専任	専任以外
法律基本科目	36	37	13.15	13.00
法律実務基礎科目	5	5	12.40	—
基礎法学・隣接科目	3	0	—	3.33
展開・先端科目	16	4	6.75	11.83

【 2011年度前期 】

	クラス数	専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
			専任	専任以外
法律基本科目	41	37	10.19	11.50
法律実務基礎科目	11	9	7.78	9.00
基礎法学・隣接科目	3	0	—	9.00
展開・先端科目	19	6	5.50	8.62

[注] 1 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。

2 履修者が0人のクラスは上表に算入しない。

（2）教育体制の充実

分野別FD部会において、各分野あるいは各科目の授業内容及び方法、教材、授業の成果などについて、毎学期ないし毎年確認し検討している（4-1）。

また、本法科大学院は少人数教育を採っているため、非常勤講師への依存度が低く、法律基本科目・法律実務基礎科目の殆どについて、専任教員

が担当しており，将来もこの体制を維持することができる。

(3) 特に力を入れている取り組み

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各科目について，それぞれ2クラスを開講し，1クラス約15名程度の受講生とする徹底した少人数教育を行っている。なお，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については，2クラスを開講しなくとも，各15名程度以内の受講生となっている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員の配置バランスが優れており，徹底した少人数教育を行うことができる。また，分野別FD部会の活動を通して，各法分野または各科目間の授業内容・方法等を検討し，教育体制も充実している。

3 自己評価

A

[理由] 専任教育の配置バランスに優れ，また教育体制が非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

3-4 教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉

1 現状

(1) 教員の年齢構成

本法科大学院専任教員の年齢構成は、下表のとおりである。

2011年5月1日現在

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者	0名	3名	6名	0名	0名	9名
	教員	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	実務家	0名	1名	2名	2名	0名	5名
	教員	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	100.0%
合計		0名	4名	8名	2名	0名	14名
		0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	100.0%

(2) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の開設時において、教育・研究の実績を有しつつ、学部教育に比べて負担の重いと考えられる法科大学院教育の任に耐えられる人材を意識的に採用したことから、40歳代～50歳代前半の専任教員を中心に構成された。その後の専任教員の退職に伴う新規採用に際しても、常に年齢構成を重視した教員採用を行ってきた。

2 点検・評価

本学における教員の年齢構成の中心は50歳前後である。教育・研究面の双方から考えても、ある程度の経験を有した上で今後の水準向上が見込める世代であると考えられる。また、50歳前後を中心としながらも、40歳代前半、50～60歳代にもバランス良く教員を配置することにより、教育の多様性を実現するように考えている。

3 自己評定

A

〔理由〕本法科大学院の教員の年齢構成は、高年齢層、あるいは低年齢層に偏ることなく、40～50歳代を中心に非常にバランス良く配置されている。

4 改善計画

特になし。

3-5 教員のジェンダーバランス

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

本法科大学院におけるジェンダーバランスは下表のとおりである。

2011年5月1日現在

性別	教員区分	専任教員		兼任・非常勤教員		計
		研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男		8名	4名	16名	11名	39名
		20.51%	10.26%	41.03%	28.21%	100.0%
女		1名	1名	4名	2名	8名
		12.50%	12.50%	50.00%	25.00%	100.0%
全体における女性の割合		14.29%		18.18%		17.02%

(2) 特に力を入れている取り組み

男女を問わず専任教員の新規採用には制約があるため、兼任・非常勤教員における女性教員の割合を意識的に高めに設定することによって、ジェンダー構成への配慮を行っている。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

現在の専任女性教員の割合は15%程度であるが、兼任・非常勤教員における女性教員の割合をより高めに設定することによって、ジェンダー構成への配慮を行っている。

3 自己評定

A

[理由] 現在、14人在籍している専任教員のうち、女性の専任教員は2人であるが、前回の自己点検・評価時より1人増員となっていること、研究者教員・実務家教員それぞれに1名ずつ配置していること、兼任・非常勤教員における女性の割合が高いことが評価される。

4 改善計画

特になし。

3-6 担当授業時間数

1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院における過去3年間の各年度の教員の担当コマ数は、下表のとおりである。なお、下表を算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧は、別途添付する。

【2009年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6	4	3	2	—	1コマ 100分
最短	3	3	2	2	—	
平均	4.00	3.50	2.33	2.00	—	

【2009年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6	5	3	—	—	1コマ 100分
最短	2	4	2	—	—	
平均	3.60	4.50	2.33	—	—	

【2010年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6	4	3	—	—	1コマ 100分
最短	3	4	2	—	—	
平均	3.78	4.00	2.33	—	—	

【2010年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	5	3	—	—	1コマ 100分
最短	2	4	2	—	—	
平均	3.67	4.50	2.33	—	—	

【2011年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	5	2	—	—	1 コマ 100分
最短	3	4	2	—	—	
平均	4.22	4.50	2.00	—	—	

【2011年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6	5	3	—	—	1 コマ 100分
最短	2	5	2	—	—	
平均	4.22	5.00	2.33	—	—	

- [注] 1 教員が本法科大学院において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載する。
- 2 兼任教員については、本法科大学院において担当する法律基本科目のみを算出対象とする。
- 3 年度途中で担当教員が継続的に変更（代講）となった場合は、変更後の担当教員の担当コマとして算出する。
- 4 「エクスターンシップ」「研究論文指導」については、算出対象から除外する。
- 5 共同授業は、1コマにつき、1コマを各教員の担当コマ数として計上する。
- 6 オムニバス授業は、1コマにつき、当該期を分割した期数で除した数を各教員の担当コマ数として計上する。（例：2人の教員が当該期を2期に分けて授業を行った場合、各教員の担当コマ数は、1コマにつき、0.5コマとして計上する。）
- 7 共同オムニバス授業については、1コマにつき、当該期を分割した期数で除した数を各教員の担当コマ数として計上する。（例：6人の教員が当該期を2期に分けて3人ずつ授業を行った場合、各教員の担当コマ数は、1コマにつき、0.5コマとして計上する。）

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

本法科大学院専任教員の、他大学・他学部の授業数も含めた担当コマ数は、下表のとおりである。なお、下表を算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧は、別途添付する¹。

¹ 添付資料B14「教員別担当コマ数一覧」

【2009 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	9.6	6.9	5.8	5.8	3.0	3.0	1 コマ 100分
最 低	3.0	3.0	3.0	5.0	2.0	2.0	
平 均	5.35	4.77	4.40	5.40	2.33	2.33	

【2010 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	9.6	7.7	5.8	5.9	3.0	3.0	1 コマ 100分
最 低	3.0	3.0	4.9	5.8	2.0	2.0	
平 均	5.51	5.27	5.35	5.85	2.33	2.33	

【2011 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	10.2	6.0	4.8	6.8	2.0	3.0	1 コマ 100分
最 低	3.0	4.0	4.0	5.9	2.0	2.0	
平 均	5.22	4.82	4.4	6.35	2.00	2.33	

- [注] 1 専任教員が本法科大学院及び本学の法学部，他学部，他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長，最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載する。
- 2 年度途中で担当教員が継続的に変更（代講）となった場合は，変更後の担当教員の担当コマとして算出する。
- 3 「エクスターンシップ」「研究論文指導」については，算出対象から除外する。
- 4 共同授業は，1 コマにつき，1 コマを各教員の担当コマ数として計上する。
- 5 オムニバス授業は，1 コマにつき，当該期を分割した期数で除した数を各教員の担当コマ数として計上する。（例：2人の教員が当該期を2期に分けて授業を行った場合，各教員の担当コマ数は，1 コマにつき，0.5コマとして計上する。）

- 6 共同オムニバス授業については、1コマにつき、当該期を分割した期数で除した数を各教員の担当コマ数として計上する。(例：6人の教員が当該期を2期に分けて3人ずつ授業を行った場合、各教員の担当コマ数は、1コマにつき、0.5コマとして計上する。)
- 7 2011年度前期における専任教員・研究者教員の10.2コマは、他大学の夏季集中講義を含むものであり、本法科大学院の前期・後期の担当科目の準備・講義等には支障がない。

2 点検・評価

授業時間数(コマ数)の平均は、一般的な目安となる週あたり7.5時間(90分授業5コマ=450分)を概ね下回っており、十分な準備をして授業に臨み、学生のフォローをするのに、良好な授業時間負担となっているといえる。

2011年度前期において、10.2コマを担当する研究者教員がみられるが、これは他大学の夏季集中講義を含むものであり、本法科大学院の前期・後期の担当科目の準備・講義等には支障がない。

3 自己評価

A

[理由] 専任担当教員の担当コマ数は非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

3-7 研究支援体制

1 現状

(1) 経済的支援体制

ア 教員の研究費は、基本年額 395,000 円であり、勤続年数僅少、科研費研究等の理由により、増額される。研究費は、「教員教育研究費コピー・教材印刷取扱要領」¹（以下「取扱要領」という。）に基づき支給されている。

イ コピー・教材印刷費は、年間 7,000 枚分（56,000 円相当）が支給され、その取り扱いは「取扱要領」に規定されている。

ウ ゼミ運営補助費及びゼミ論集補助費が「演習（ゼミ）運営補助費・ゼミ論集補助費申請要領」²に基づき支給されている。

なお、研究費は 2010 年 3 月までは、基本年額 635,000 円であったが、デリバティブ取引の巨額損失に起因する本学の財政状況の悪化を理由に、同年 4 月から上記アの額に減額されている。

(2) 施設・設備面での体制

専任教員は、法科大学院棟に独自の研究室（広さは部屋により 21.35 m²～28.27 m²）を占有できる。各研究室のコンピュータからは、有線・無線 LAN により学内外のデータベースを利用することができる。

(3) 人的支援体制

毎月、専任教員が本学に対し研究費を申請するにあたっては、大学本部の教務部研究館事務課への申請の取次業務を担当する職員が法科大学院事務室内に 1 名配置されている。また、大学本部の教務部学務課研究支援係は、科研費申請や下記（4）の在外研究に係る業務を行っている。

(4) 在外研究制度

専任教員を国内または国外に派遣する在外研究員制度があり、交通費、滞在費、研究図書資料費が支給される³。

なお、本法科大学院からの派遣実績は、2007 年 1 人（ハンブルグ大学：ドイツ）、2010 年 1 人（カリフォルニア大学バークリー校：アメリカ）である。

(5) 紀要の発行

本法科大学院専任教員を正会員とする駒澤大学法曹研究会を 2004 年に

¹ 添付資料 B 4 「教員教育研究費コピー・教材印刷取扱要領」

² 添付資料 B 5 「演習（ゼミ）運営補助費・ゼミ論集補助費申請要領」

³ 添付資料 A 5-9 「学校法人駒澤大学在外研究に関する規程」、添付資料 A 5-10 「学校法人駒澤大学在外研究に関する規程施行細則」

設立し、実務的にも理論的にも司法界に貢献すべく、『駒澤法曹』を年1回発行している。2010年度は第7号を発行し、2011年度は第8号を発行する予定である。

なお、発行した『駒澤法曹』は、他大学、国会図書館、裁判所、弁護士事務所等、国内200余ヶ所へ配布するほか、「駒大電子紀要」（本学図書館所管）においてPDF化され、WEB上どこからでも閲覧できる。

2 点検・評価

教員の研究支援体制は、人的支援の面及び施設・設備面での体制は充実している。これに対し、大学の財政上の理由とはいえ、研究費は必ずしも十分な金額ではない。

また、在外研究員制度については、1（4）に既出の派遣実績2件に加え、2012年度に1人の派遣が内定している。

3 自己評定

B

〔理由〕教員の研究支援については、人的支援の面及び施設・設備面での体制は充実しているが、研究費の額は必ずしも十分な金額ではない。

4 改善計画

研究費の金額は、大学の財政状況の改善に伴って見直される可能性はあるが、これは、学校法人と教職員組合との交渉事項である。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 FD活動

1 現状

(1) 組織体制の整備

本法科大学院では、2004年4月の開学以来、FD（ファカルティ・デベロップメント）について、積極的な対応を行ってきている。

駒澤大学全体としては「駒澤大学FD推進委員会規程」（2004年4月1日制定）が制定施行され、同規程第7条に基づき「駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程」（2006年4月1日制定）が制定されている。大学のFD活動と密接に関連づけるために「駒澤大学法科大学院FD推進委員会」の構成員は、学長、副学長、法科大学院研究科長、法科大学院専攻主任、教務部長、幹事若干名となっている。

そして、駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程第6条によって「法科大学院FD小委員会」（法科大学院の専任教員及び特任教員によって構成される）が設置され¹、さらに、同規程第7条によって、①「公法系FD部会」（研究者教員3人、実務家教員1人）、②「民法系FD部会」（研究者教員1人、実務家教員1人）、③「企業法系FD部会」（研究者教員1人、実務家教員1人）、④「民事訴訟法系FD部会」（研究者教員1人、実務家教員1人）、⑤「刑事法系FD部会」（研究者教員3人、実務家教員1人）が設置される²。

(2) FD活動の内容

ア 法科大学院FD小委員会

法科大学院FD小委員会は通常教授会終了後、引き続き開催され、法科大学院のFDに関し報告・審議を行う。同小委員会の開催実績は、2011年9月末現在で、2006年度8回、2007年度8回、2008年度10回、2009年度4回、2010年度9回、2011年度3回（内1回は拡大FD小委員会）となっている。

当該年度のFD計画は、執行部から各年度最初のFD小委員会に提案され承認される³。計画内容としては、①学生ヒアリング、②中間アンケート、③授業評価アンケートの実施、④教員の授業参観、⑤定期試験出題主旨・成績評価基準配付等が予定される。これらは、教員の教育能力向上、教育内容・教育方法の改善のために必要不可欠な項目であると全教員に認識されている。

¹ 添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」平成23年度第1回 資料1

² 添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」平成23年度第1回 資料2

³ 添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」平成23年度第1回 資料3

- ① 学生ヒアリング（前期末、後期末に運営委員会メンバーによる学生からの意見の聴取とその対応についての協議と実施）は、学生から教員の教育方法等に関する意見を直接に聴取することを目的とする。
- ② 中間アンケートは、各学期の中間に実施し、授業の中間時期からの教育方法、教育内容及び教育レベルの改善に役立てるものであり、科目担当教員が自ら実施する。
- ③ 授業評価アンケートは、各学期の終盤に、電子アンケート方式及び質問用紙配布方式で行われる。各学期の教育内容・教育方法が、学生にどのように評価されているかを知り、自己改革や他の教員との比較研究に利用される。アンケート結果は、各年度末に「法科大学院 授業評価と授業改善」¹としてまとめ、学生・教員に配布される。
- ④ 教員の授業参観は、教員同士で相互に教育内容・教育方法をチェックするものである。相互に授業を実地で参観し、評価し、助言を行うことは、同僚の授業担当者からの意見を聞くことができる点、また、意見を交換することができる点で、大変有効であると考えている。
- ⑤ 定期試験出題主旨・成績評価基準配付は、2011年度より定期試験の出題主旨と成績評価基準を学生に明示し、今後の学習指針を示すために導入されたものである。

また、2011年度には、非常勤教員にも本学のFD活動に参加して頂くため、非常勤教員を加えた「法科大学院拡大FD小委員会」（以下「拡大FD小委員会」という。）を開催した。これにより、専任教員、特任教員及び非常勤教員の有意義な意見交換が行われ、法科大学院全体としてのFDが実現できた。

その他に、学外で行われるものに積極的に参加している。たとえば、「連携検証を受けての成績向上策の検討」（早稲田大学法務研究センター連携検証事務局を中心として、法科大学院成績と新司法試験の成績との関連性調査の協力により報告書入手、FD部会で検討実施）、法科大学院協会シンポジウム「法科大学院の着実な発展のために何が必要か」へ参加し報告などを行っている。学外の教育改善に関する情報収集にも積極的に取り組んでいる。

イ 分野別FD部会

教育改善は、教育内容に関して分野別に実施される必要がある。以下に、分野別FD活動についてみる。各分野別FD部会の開催実績は、下表のとおりである。

¹ 添付資料A14 「法科大学院 授業評価と授業改善」

2011年9月30日現在

分野別 FD部会名	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
公法系	5	3	3	3 ※1	2	2
民法系	2	3 ※2	1 ※2	3 ※1	1	1
民事訴訟法系	4	2 ※2	4 ※2	5 ※1	3	1
企業法系	5	5 ※2	4 ※2	3 ※1	2	1
刑事法系	4	2	3	1	2	1

※1：内1回は公法系・民事法系合同部会

※2：内1回は民事法系合同部会

「公法系FD部会」の主な議題は、①アンケートの対応、②カリキュラム改正に伴う意見の集約、③授業改善案のための課題（教材、教育方法、裁判傍聴、弁護士の議論の聴取など）であった。

「民法系FD部会」の議題は、①カリキュラム改定、②アンケートの結果、③中間テスト及びレポートの在り方、④学生の成績と分析及び授業方法と内容、⑥未修者の学修支援、⑦リーガル・クリニックの講義内容などであった。民法系FD部会は、2011年度非常勤教員が法律基本科目である民法を担当することになったので、これに応じて、非常勤教員も参加をした民法系FD部会を開催した。

「民事訴訟法系FD部会」は、①学生の学習状況の分析と今後の学修指導、②新司法試験問題の分析と検討及び指導への反映、③各学年の新学期に向けての学修指導方針、④自主ゼミの参加状況、⑤定期試験の結果、⑥授業評価、⑦授業内容について検討などの分析と議論を行った。

「企業法系FD部会」においては、①コアカリキュラムへの対応、②開講科目の総括、③担当科目及び授業内容調整、④定期試験問題の作成、⑤カリキュラム改革などが協議された。

「刑事法系FD部会」は、①新司法試験問題の検討、②定期試験問題の検討、③新カリキュラムの検討、④コアカリキュラムの内容分析、⑤授業アンケート項目・内容の分析、⑥補習授業の実施、⑦筆記試験時間の延長、⑧未修者入門講座の新設について、⑨異議申立制度の検証、⑩授業効果の分析—授業手法と授業内容、⑪リーガルライティング、⑫プレ講座などについて協議した。

(3) 教員の参加の度合い

法科大学院FD小委員会は、教授会後に開催されるので、ほぼ全員が毎回参加している。また、分野別FD部会も、少人数の構成になっているの

で、ほぼ全員が出席し、充実した議論が行われる。

(4) 外部研修，シンポジウム等への参加

本法科大学院開設以来、「理論と実務の架橋」を目途として、研究者教員に実務研修を実施している。現在では、すべての研究者教員が、ほぼ一週間程度の実研修を受けている。

また、司法研修所の研修にも参加したことがある。さらに、執行部は、日弁連主催や法科大学院協会主催の研修会には、原則的に参加している。

学外の研修やシンポジウムについては、教授会あるいはFD小委員会で全教員に研修の案内が行われる。関係教員、関心のある教員が参加を申し込む¹。

(5) 相互の授業参観

前述のとおり、毎学期実施されている。授業参観の効果は、他の教員だけでなく他の分野や科目の授業方法を実地で確認することができ、有意義である。

相互の授業参観のあと、参観した教員は授業についての評価、助言等を行うと同時に、その後に合ったときには、授業方法についての話し合いを行うことが多々みられる。教員の認識の共通化は、日頃から積極的に行われている²。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

FD小委員会、分野別FD部会、拡大FD小委員会を継続的に実施するという方法が基本である。教員同士での意見交換を積極的に行うように、執行部及び各分野別FD部会座長が心がけている。

また、分野別FD部会の議事録は、FD小委員会で資料添付される。議事録類は法科大学院講師控室に保管され、随時、閲覧可能となっている。

(7) 特に力を入れている取り組み

FD小委員会を良いタイミングで開催すること、教員から提案される教育改善に関する意見を執行部が積極的に吸収すること、執行部と各分野別FD部会座長とが密接に情報交換をすることなどに取り組んでいる。

2 点検・評価

分野別FD部会の開催回数に変動があるが、FD小委員会は必要に応じ十

¹ 添付資料A13-2「外部研修の記録」

² 添付資料A13-1「授業参観日程表」

分に開催されていると認められる。また、教員相互の授業参観は大変有効であり、学生からの意見も、アンケート、ヒアリングなどによって、十分に吸収されている。

授業内容・授業方法の改善に関する法科大学院としての取り組みとしては、高い評価を与えることができる。

3 自己評定

A

[理由] 教育改善の制度は、期待される基準を十分に満足している。また、その運用についても、注意深く熱心に行われていると認められる。

4 改善計画

特になし。

4-2 学生評価

1 現状

(1) 学生による授業等の評価の把握

ア 中間アンケート

学期科目授業の中間に、法科大学院所定の用紙あるいは授業担当者が独自に用意した用紙で、アンケートを行う。これは、当該授業の前半を体験して後半授業に向けて学生がどのようなことを望んでいるかということを知ると同時に、改善できる点を探り、実際に改善を施し、学生の誤解があれば担当者の真意を学生に伝えるためのものである。各担当者が無記名で実施する。その結果は、担当者から学生に授業中口頭で伝え、記入済みアンケート用紙は各担当者が保管している。

イ 授業評価アンケート

TKCを利用するアンケートと直接アンケート用紙を配布するという二つの方法で実施している。アンケート項目は、教授会ないしFD小委員会で検討し決定する。各学期の終盤（第13回目の授業でアンケート用紙配布）に行うので、年二回の実施となる。二つのアンケートとも、無記名で、選択質問だけでなく自由回答による記載欄もあり、多数の学生の率直な意見を収集することができる。

ウ 授業評価アンケートの回収率

年度	2007		2008		2009		2010		2011
開講期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期
回収率(%)	74.27	68.04	65.49	55.03	57.45	54.44	67.33	52.48	91.87

(2) 評価結果の活用

中間アンケート評価結果の活用は、授業担当者本人が利用する。

授業評価アンケート結果は、授業担当者に、全体平均・学年平均とともに、伝える。また、各年度の「授業評価と授業改善」¹において、授業評価アンケート結果に対するコメントを学生に伝えることにしている。

この「授業評価と授業改善」は、科目担当教員、FD部会、FD小委員会の基礎資料として利用される。

(3) アンケート調査以外の方法

学生ヒアリングが行われている。各学期の最後に、学生から、あらゆる事項について、法科大学院執行部（研究科長・専攻主任）、教務運営委員、学生運営委員、入試広報運営委員に、自由参加で直接に訴えることができ

¹ 添付資料A 1 5 「法科大学院 授業評価と授業改善」

る。直接に意見を述べるため、本人は特定される。しかし、学生の誤解や無理な話については、丁寧な説明が可能であり、有意義な改善意見については、可及的速やかに実施できる。

(4) 特に力を入れている取り組み

担任を通じて、学生の教育改善要望の吸収を行うようにしている。また、学生だけでなく、修了生やアドバイザー弁護士（7－8）などからも、常に教育改善についての意見を聞くようにしている。

2 点検・評価

学生の意見は、十分に吸収するシステムが構築されている。また、客観的な意見を吸収するために、意見を述べた学生が特定できないように配慮された手続きが完備している。高く評価することができる。

3 自己評定

B

[理由] 学生による授業等の評価を把握し、評価結果を活用する取り組みは概ねよく行われている。もっとも、学生の授業評価アンケート結果に対する教員のコメントを取りまとめるに際して、全く回答しなかった専任教員が若干名いた。ただし、現在では、学生の授業評価アンケート結果に対する回答を怠った専任教員は他に転籍しており、現在は専任教員全員が回答できる。

4 改善計画

特になし。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

1 現状

(1) 4つの科目群毎の開設科目数

2011年度からカリキュラムが改正され適用されている。現在，入学年度により，2007年度ないし2010年度入学者に適用されるカリキュラム（以下，旧カリキュラムという。），2011年度入学者に適用されるカリキュラム（以下，現行カリキュラムという。）があり，それぞれ，法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群毎の開設科目数は，以下のとおりである¹。

ア 旧カリキュラム

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	36科目 *注1	65	29	58 *注2
法律実務基礎科目群	10科目	13	3	6(10) *注3
基礎法学・隣接科目群	8科目	16	0 *注4	0(4) *注4
基礎法学科目	4科目	8	—	(2)
隣接科目	4科目	8	—	(2)
展開・先端科目群	49科目 *注5	98	0 *注6	0(14) *注6

- [注] 1 法律基本科目としては，公法系7科目，民法法系20科目，刑事法系9科目の合計36科目が開設されている。
- 2 「発展演習科目」（1科目1単位）については，2単位選択必修となっているので，総必修単位数としては60単位となる。
- 3 「法律情報Ⅰ」・「法律情報Ⅱ」（いずれも1単位科目）のいずれか1単位選択必修，「ローヤリング」，「エクスターンシップ」，「民事裁判演習」，「刑事裁判演習」，「リーガル・クリニック」（いずれも1単位科目）のうち3単位選択必修となっているので，総必修単位数としては10単位となる。
- 4 基礎法学科目・隣接科目のそれぞれから2単位選択必修となっているので，2科目（4単位）が必修単位数となる。

¹ 添付資料A4「法科大学院履修要項」4-7頁

- 5 企業法務コース科目14科目，市民法務コース科目10科目，コース共通科目23科目，コース設定のない科目2科目が開設されている。
- 6 企業法務コース，または市民法務コースのいずれかを主コースとして選択し，それぞれのコース科目及びコース共通科目から14単位選択必修とし，さらに，残りの科目全体から10単位を選択する。なお，すべて2単位科目である。

イ 現行カリキュラム

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	46 科目 *注1	92	28 *注2	64 *注2
法律実務基礎科目群	10 科目	13	3 *注3	15 *注3
基礎法学・隣接科目群	8 科目	16	3 *注4	4 *注4
展開・先端科目群	37 科目	74	0	0

- [注] 1 法律基本科目としては，公法系10科目，民法系23科目，刑法系13科目の合計46科目が開設されている。
- 2 公法系4科目，民法系8科目，刑事系6科目の合計18科目のうち，「民法法総合演習Ⅰ」，「民法法総合演習Ⅱ」，「刑法法総合演習」，「刑事証拠法」から6単位，残りの14科目から2単位，合計8単位選択必修となっている。
- 3 「法律情報Ⅰ」・「法律情報Ⅱ」（いずれも1単位科目）のいずれか1単位選択必修，「ローヤリング」，「エクスターンシップ」，「民事裁判演習」，「刑事裁判演習」，「リーガル・クリニック」（いずれも2単位科目）のうち8単位選択必修となっている。
- 4 4単位選択必修となっている。

(2) 履修ルール

履修上の制限・ルールは，以下のとおりである¹。

ア 旧カリキュラム

授業科目区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	58	2	—
法律実務基礎科目	6	4	—
基礎法学科目	—	2	—
隣接科目	—	2	—
展開・先端科目	—	14	10
合計		98	

¹ 添付資料A4「法科大学院履修要項」2頁

[注]既修者コースに合格して入学した者は、1年次の必修科目（30単位）を認定するため、修了に必要な単位数は68単位となる。

イ 現行カリキュラム

授業科目区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	56	8	—
法律実務基礎科目	6	9	—
基礎法学・隣接科目	—	4	—
展開・先端科目	—	—	14
合計	97		

[注]既修者コースに合格して入学した者は、1年次の必修科目から下記30単位を認定するため、修了に必要な単位数は67単位となる。

※認定科目（各科目2単位）

憲法Ⅰ，憲法Ⅱ，憲法Ⅲ，民法Ⅰ，民法Ⅱ，民法Ⅲ，民法Ⅳ，民法Ⅴ，民法Ⅵ，
商法Ⅰ，商法Ⅱ，商法Ⅲ，刑法Ⅰ，刑法Ⅱ，刑法Ⅲ。

(3) 学生の履修状況

	未修者コース 履修単位数(平均値)	既修者コース 履修単位数(平均値)
法律基本科目群	60 (60.12)	30 (30.00)
法律実務基礎科目群	10 (10.23)	10 (10.00)
基礎法学・隣接科目群	4 (4.00)	4 (4.00)
展開・先端科目群	24 (24.38)	24 (24.00)
上記4科目群の合計	98 (98.73)	68 (68.00)

[注] 1 本表中、「履修単位数」とは、修了認定において修得を必要とする単位数を指す。

2 本表は、2010年度修了者の科目群別修得単位数に基づき作成した。なお、原級に伴い、修得済み科目を再履修した場合の修得単位数は、集計から除外した。

3 2010年度修了者29人の内訳については、未修者コース修了者は、2004年度カリキュラム(旧々カリキュラム)適用者1人を含めて27人、既修者コース修了者は2人であるが、2004年度カリキュラム適用者については、前回の自己点検・評価を経ていること、その後、2度にわたるカリキュラム改正を行い、科目の位置づけ・配置等も異なっていることから、本表の集計から除外した。

4 既修者コースにおける履修単位数及びその平均値においては、法学既修者認定により修得したとみなされる単位数(法律基本科目群30単位)を含まない。

(4) 特に力を入れている取り組み

今年度から適用されている現行カリキュラムの策定にあたっては、学生

の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目について、その位置づけ・意義を検討し¹、年次及び前・後期の両側面において、いずれかの科目群に過度に偏ることがないように、カリキュラム上の年次配当及び時間割上の前・後期配当を適切に配置するなどの工夫をしている。

2 点検・評価

授業科目は、「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」のすべてにわたって開設し、必修・選択必修の枠を各科目群にバランスよく配することによって、学生の履修が各科目群のいずれかに過度に偏ることがないようにしている。

また、現行のカリキュラムでは、「法律実務基礎科目のみ」で15単位、「基礎法学・隣接科目のみ」で4単位、「展開・先端科目」の14単位の合計で、33単位を履修させるようになっている。他面、一定の履修を制限することになっていたコース制を廃止したり、履修可能年次を拡げることにより、学生の関心・みずから描く法曹像にあった科目を自由に選択することができるようにしている。

さらに、司法試験対策・準備を主目的とした科目や、継続的な参加が事実上義務づけられているような補習授業はない。

3. 自己評定

A

[理由] 本法科大学院では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、及び展開・先端科目のすべてにわたる授業科目が開設されており、また、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏らないような配慮がなされている。

4 改善計画

特になし。

¹ 現地調査時間閲覧資料A6-4「カリキュラム検討委員会議事録」、現地調査時間閲覧資料A6-3「分野別FD部会議事録」

5-2 科目構成(2) <科目の体系性・適切性>

1 現状

(1) 科目の体系性

ア 体系性に関する考え方, 工夫

法曹養成に特化した教育を行うという法曹養成研究科の理念・目的に即して, 以下の科目群により, 教育課程は体系的に編成されている。

法律基本科目のうち, 法曹として必要な基本的法分野に関する科目については, 法律実務基礎科目及び展開・先端科目を履修する上で, その理解と修得が必要な科目群として, 1年次及び2年次に開設されている。

とりわけ, 1年次配当科目については, 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」を受け, 旧カリキュラムにおいて授業回数を十分に確保できていない憲法, 商法, 刑法の3分野の増設科目として, 「憲法Ⅲ」, 「商法Ⅲ」, 「刑法Ⅲ」を新たに開設し, 基礎的な学修を確保した。

発展演習科目は, 1年次及び2年次における科目の修得の上に, さらに法運用力の深化のための科目として3年次の前・後期に開設され, 旧カリキュラムではいずれか半期履修であったものを, それぞれ発展演習Ⅰ, 発展演習Ⅱとして, 修了まで履修することができるようにし, 学修の総仕上げを図っている。

分野を異にする2名の教員による合同演習である総合演習科目は, 基本的法分野に関する一定の知識を修得していることを前提に, 2年次から3年次にわたり開設されている。

法律実務基礎科目は, 法曹養成に特化した教育をおこなうために, 法理論教育を中心としつつ, 実務教育の導入部分または理論と実務との架橋を強く意識した科目群として, 1年次から3年次にわたり開設されている。エクスターンシップは, 本法科大学院が提携する法律事務所で10日間行われるため, 前期集中・後期集中授業とされている。

基礎法学・隣接科目は, 法曹としての視野の広がりとは法に対する根本的な知見と理解とを獲得し, もって法に対する深い理解の獲得を目的とした科目として, 1年次から3年次にわたり開設されている。

展開・先端科目は, 法曹として専門的法分野を確立するための基礎を獲得するための科目群として2年次から3年次に開設されている。また, 前述したように, 職域開拓の一環として, 大学院博士後期課程入学に必要な能力を涵養し, さらに法科大学院研究者教員の養成や渉外事務所への就職を目的として, 展開・先端科目に「研究論文指導」・「外書講読」を新たに開設した。

以上に述べたように, 各科目群及び各授業科目の開設目的に応じて,

各授業科目の履修年次を1年次から3年次でバランスよく配分するとともに、学生が希望する授業科目の履修を可能とするために、前期・後期の開設科目数のバランス、各曜日の開設科目数・時間のバランスを配慮して時間割りを作成している¹。

イ 関連科目の調整等

第4分野ですでに述べたように、関連する科目間では、FD活動の一環として、各部会や担当教員間で話し合っって効率的・効果的な履修が可能ないように、内容の調整を行っている。とくに、今年度から適用されている現行カリキュラムについては、各分野別FD部会での検討を踏まえて、科目間の関連性も考慮に入れて、カリキュラム検討委員会で策定したものである²。

(2) 科目開設の適切性

ア 法曹像との適合性

本大学院入学者の多くは弁護士を志望しているが、検察官や裁判官をめざして入学する者もあり、これまでの企業法務コース、または市民法務コースという主コースによって科目選択の幅が狭まるとすれば、それは必ずしも望ましいものとはいえない。そうしたコース制をあえて廃止することによって、既成の法曹像の「枠」を取り外し、学生みずからが社会に密着し、人に寄り添い、社会と繋がる法曹として、その活動をまっとうするために必要と考える科目を自由に選択できるようにした。

法曹にとって必要なマインド・スキルに関連する科目としては、「法曹倫理」、「法律情報」、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」などの法律実務基礎科目が、法曹としての責任感・使命感、法情報調査能力、コミュニケーション能力を涵養する実践的科目として開設されている。また、法律基本科目や展開・先端科目では、その教育内容において、上記のマインドやスキルのほか、基礎的かつ専門的な法的知識の修得、事例課題などの資料を使用しての演習では、何をどこまでいえるか、他面、その事実・資料では何が不足しているかを見極める事実分析・認定能力、事案解決に向けての法的な観点からの分析・推論能力、それらを踏まえた最終的なアウトプットとしての口頭または書面による起案能力・問題解決能力、あるいは関連する裁判例の一般理論と個別具体的な射程の分析を通じて、学生みずからの正義感・描いている法曹像からする批判的、政策的、創造的な問題提起能力・説得能力などの涵養をつね

¹ 添付資料A18「法科大学院授業時間表」

² 添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」、現地調査時間閲覧資料A6-4「カリキュラム検討委員会議事録」

に意識したものとなっている（9－1）。

（3）特に力を入れている取り組み

現行カリキュラムにおいては、法律基本科目のうち、法曹として必要な基本的法分野に関する科目については1年次に配当し、さらに2年次の特別演習、3年次の発展演習と、科目の年次配当や授業の内容において重畳的に構成している。これとともに、「法律情報」を1年次から選択可能な科目としており、法律情報へのアクセス能力やプレゼンテーション能力の涵養を早期から図っている。

また、法律実務基礎科目について、旧カリキュラムにおいても、「法曹倫理」、「民事訴訟実務基礎論」、「刑事訴訟実務基礎論」の各科目は必修科目であったが、現行カリキュラムにおいてもこれを踏襲したほか、それまで1単位科目であった「ローヤリング」、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」を、その重要性に鑑みて、現行カリキュラムにおいては2単位科目として開設している。

さらに、「隣接科目」及び「展開・先端科目」の多くの科目を2年次から（一部の科目では1年次から）履修できるようにするとともに、現行カリキュラムにおいてはコース制を廃止し、それまでコースごとに配当されていた科目の枠を取り払うことによって、学生が希望する科目を自由に履修できるようになっている。

最後に、法科大学院教員養成・研究者養成を目的として、大学院（法学研究科等）博士後期課程入学に必要な能力を涵養するために、展開・先端科目に「研究論文指導」・「外書講読」を開設したが（今年度は、前者については1名、後者については3名が履修している）、「外書講読」は渉外事務所への就職も念頭に入れたものである。

2 点検・評価

高度の専門性が求められる法曹養成のための教育を行うという目的に照らして、各科目群の開設科目の種類は豊富であり、体系的にもバランスがとれていると思われる。また各授業科目について、履修年次、開設時期（前期・後期の別）、開設曜日・時間が配慮されており、学生が、バランス良く、かつ、柔軟に、選択履修できる仕組みが整っていると認められる。

3 自己評定

A

〔理由〕本法科大学院の現行カリキュラムは、授業科目について十分に検討・検証の上で策定されており、法曹養成の任にあたる専門職大学院として必要な授業科目を開設し、その体系性・適切性の点において、非常に良好で

あるものと認められる。

- 4 改善計画
特になし。

5-3 科目構成(3) <法曹倫理の開設>

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理を教育内容とする授業科目として、法律実務基礎科目に「法曹倫理」の名称で、2単位必修の科目が2年次前期に開設されている。

なお、「法曹倫理」は、昨年度までは非常勤教員が担当していたが、科目の重要性に鑑み、今年度からは専任教員の担当科目となった。

(2) 特に力を入れている取り組み

「法曹倫理」では、弁護士倫理、裁判官倫理、検察官倫理だけでなく、法曹の倫理と医師の倫理との対比（法律事務独占と受任義務）、懲戒制度、過去の懲戒事例の検討、法曹の理想像も扱われている。

2 点検・評価

弁護士倫理、裁判官倫理、検察官倫理を科目の内容とする必修科目として「法曹倫理」が2年次前期に開設され、ケーススタディによって、具体的場面での法曹倫理の在り方を学び、2年次から3年次にかけての開設科目である「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」につなげて、より実践的に法律実務の基礎を学修することができるようになっている。

たとえば、弁護士倫理の学修では、依頼者との相談、事件受任、相手方との交渉あるいは裁判、事件の終了など、一連の事件処理のなかで、常に弁護士（法曹）倫理が問題となりうることを、具体的設例をとおして学生に深く考えさせ、学べるように工夫している。

また、刑事弁護についても、実際の刑事手続を意識しながら、手続のどの段階で、弁護人としてどのように対応すべきかを考えさせるようにしている。

これによって誠実義務、真実義務、守秘義務等を単に抽象的にではなく、より具体的、実践的に探し考え、学べるようになっている。

3 自己評定

適合

[理由] 法曹倫理が必修科目として開設されており、その授業の内容も適切である。

4 改善計画

特になし。

5-4 履修（1）＜履修選択指導等＞

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

現行カリキュラムにおいては、コース制を廃止し、また、法曹養成教育のコモン・ベーシックをなす知識や理論を修得するために開設された必修科目を1年次に多く配当しつつも、その他の科目については複数年次に配当したことから、履修選択の余地、したがって、履修選択指導の余地が広がっている。

そこで、履修選択指導にあたっては、学生自身が描く法曹像と整合し、その法曹としての活動をまっとうしうるマインドとスキルを涵養するために必要であると考えられる科目について、前・後期の履修科目数のバランス及び司法試験において選択する科目との関連性を考慮に入れて、受持ち学生につき担任が選択指導を行っている。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

入学時や進級時のガイダンスにおいて、学生全体に対して、履修科目の選択等について詳細に説明している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

指導方法の手引き・目安等は作成していないが、各専任教員が10人程度の学生につき個別の履修指導を担当する「クラス担任制」を採用するとともに(7-8)、毎週特定時間に指定したオフィスアワーを設定して、クラス担任教員が担当学生に対して、本学の建学の理念に基づく現行カリキュラムのもと、学生が志す法曹像に到達するのに必要なマインド・スキルに対応して、どのような科目をどのような手順で履修することが必要、かつ効果的かについて、きめ細かな個別指導をしている。

ウ 情報提供

履修要項¹において情報提供しているほか、新入生オリエンテーション・在校生オリエンテーション、エクスターンシップ説明会及び同報告会、リーガル・クリニック説明会を開催している。また、本学出身弁護士であるアドバイザー弁護士(7-8)による履修指導も、個別具体的な情報提供の場として利用されている。

（3）結果とのその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

法律基本科目群については、すべて必修科目であるので、学生全員が

¹ 添付資料A4「法科大学院履修要項」

60 単位を履修している。その他の科目群の平均履修単位数については、法律実務基礎科目が 10.23 単位、基礎法学・隣接科目が 4 単位、展開・先端科目が 24.38 単位となっており、旧カリキュラムにおいても、必修や選択必修の構成、時間割上での工夫、クラス担任による履修指導などによって、学生たちがバランスよく履修していたことが結果としても裏付けられている。

今年度から適用されている現行カリキュラムにおいては、現時点での修了者がいないので「結果」の面から検証することはできないが、前述したように、カリキュラム上、一定の履修条件・制限が設定されているほか、今年度初めのガイダンス・履修指導などによって、学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の、各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮しているところである。

イ 検証等

教授会、FD小委員会ないし各分野別FD部会、あるいは各科目担当教員間において、各発展演習科目、「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」の履修状況について検証している¹。

(4) 特に力を入れている取り組み

履修しやすいように、時間割の上でのバッティングを避けるために、必修科目・選択必修科目の曜日配置・前後期配置を工夫している。また、「エクスターンシップ」については、従来、2年次配当の夏期集中科目であったが、2007年度から前期・後期の2回にわたり開講し、さらに、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」について、受講料を減額し、より履修しやすい環境を整えている。

2 点検・評価

現行カリキュラムの選択範囲の中で、学生が志す多様な法曹像に対応し、それに到達するために必要なマインド・スキルを涵養するためには、どのような科目をどのような手順で履修することが必要、かつ効果的かについて、全体指導のみならず、クラス担任による個別指導がおこなわれている点は大いに評価できる。

3 自己評定

A

〔理由〕本法科大学院の履修選択指導については、オリエンテーション・

¹ 現地調査時間閲覧資料A6-1「法科大学院研究科教授会議事録」、添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」、現地調査時間閲覧資料A6-3「分野別FD部会議事録」

説明会等を適時に行っており、担任制の採用と相まって、非常に充実している。

- 4 改善計画
特になし。

5-5 履修(2) <履修登録の上限>

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

各年次において履修できる単位数の上限は、①1年次 36 単位 (2011 年度以降入学生は 42 単位)、②2年次 36 単位、③3年次 44 単位である (長期履修学生の履修制限単位については、別途規定している¹⁾)。

履修登録は各学年の前期・後期ごとに期間を設けて行うものとされている。ただし、前期に履修できる単位数は、原則として各年次において履修できる単位数の上限の 60% を限度としている (既修者コース入学者については 2 年次前期にかぎり、さらに 6 単位を加算した単位数を上限とする)。この前期の履修単位数の制限は、おもに 3 年次の前期における授業科目の集中履修を防ぐためのものである。

(2) 無単位科目等

存在しない。

(3) 補習

学生による自主ゼミに学生からの要請によって教員が参加したり、教員が必要に応じて補充的に指導したりする機会はあるが、いずれの場合も、学生の任意参加によるものであり、教員が強制的ないし半強制的に指導する場としての補習は実施されていない。

(4) 特に力を入れている取り組み

履修登録については、事前に学生が担任と相談することになっているほか、確認シートを担任に提出させ、チェックを受けることにしている。

2 点検・評価

履修単位数上限は、①1年次 36 単位、2011 年度以降入学生は、法学未修者教育の充実の見地から 1 年次における法律基本科目の履修単位数を増加させたことにより 42 単位、②2年次 36 単位、③3年次 44 単位であり、また長期履修学生についても、その履修制限単位が適切に設定されている。

2011 年度以降入学生については、具体的には、法律基本科目の 2 単位必修科目として、「憲法Ⅲ」、「商法Ⅲ」、「刑法Ⅲ」を増設させたことによるが、当該科目の前・後期の配置や科目内容の慎重な設定、また、学生の自学自修を阻害しないために、他の科目の前・後期配置などを工夫・配慮していることから、履修登録上限を年間 36 単位以下とする趣旨が没却されていないと思わ

¹ 添付資料 A 4 「法科大学院履修要項」 10 頁

れる。

3 自己評定

適合

[理由] 履修単位数の上限は適切であり、履修科目登録ルールが遵守されている。

4 改善計画

特になし。

第6分野 授業

6-1 授業

1 現状

(1) 授業計画・準備

各科目の授業計画立案に際しては、前年度までの分野別FD部会（4-1）を通じて、たとえば民法であれば1年次の「民法」、2年次の「民法特別演習」及び「民事法総合演習」、3年次の「民法発展演習」で、それぞれどのような事柄を扱うかについて、担当者間で協議を行い、科目間のバランスを欠く、あるいは無駄な重複があるというような事態を避ける努力が行われている。使用する教科書や教材についても、協議が行われている¹。

また、後述するTKC教育支援システムの電子シラバスは、各科目について履修登録を行っている学生向けのものであるが、教員側の設定により、履修していない学生や他教員も、これを見ることができる。各教員は、重点的に取り上げる同判例の選択等、他科目との調整が必要であるとする項目について、随時、現在進行中の相手方科目の電子シラバスを参照することができる仕組みになっている。

授業内容の学生への告知については、全科目を通じて、各年度の初頭に配布する『履修要項』に、「講義内容」と「シラバス」が記載され、「シラバス」の項目には、<科目のねらい><科目の内容><教科書><参考書>が記載されている。また、<科目の内容>は、全15回（第15回は試験）について、各回にどの範囲を取り扱うのかが明示されている²。

また、TKC教育支援システムを導入しており、各教員は、随時、システム上の電子シラバスを更新するとともに、必要なレジュメの掲示、事前課題や事後の課題の掲示等を行っている。したがって、授業の進行が『履修要項』のシラバスに追いつかない場合の再スケジュールや、最新重要判例の登場により『履修要項』のシラバスの記載に変更を加える必要のある場合等には、このシステム上の電子シラバスの更新により対応している。

(2) 教材・参考図書

それぞれ、担当教員が指定し、『履修要項』や学期ごとに発行される『教科書・参考書一覧』で、学生に告知される。

ただし、法律基本科目のうち一部の科目（「行政法」等）では、教員は、自らレジュメを作成した上でそれを元に授業を進め、授業では、特定の教科書を使用せず、参考書として定評のある教科書を複数掲げるにとどめて

¹ 添付資料A 6-2 「法科大学院FD小委員会議事録」

² 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

いる。自らの勉学の柱となる教科書の選定について、学生の自主性に任せる趣旨であり、選定のための情報提供は、レジュメや学期初めの授業での発言で行うこととしている。

なお、特定の教科書を指定する場合には、その選定も科目別FDの重要なテーマである。ここでも、同じ系列の科目を担当する教員同士が意見交換を行い、段階に応じた適切な選択となっているかを確認する。

(3) 教育支援システム

TKCによる教育支援システムを導入している。

各教員は、随時、システム上の担当科目の電子シラバスを更新するとともに、必要なレジュメの掲示、事前課題や事後の課題の掲示等を行っている。利用の仕方や内容追加の頻度には、教員により濃淡の差がある。

なお、システムの表紙ページで見出しが確認できる「お知らせ」の項目においては、随時、法科大学院や各教員からの各種案内（履修に関わることその他、ランチミーティングや講演会等のイベント情報等）が掲載される。

(4) 予習教材等の配布

予習教材等は、上記TKCシステムを通じて、十分な予習が可能な時期（多くは、前回の授業終了後直ちに）に、配布される。

また、分量が非常に多い場合などについては、紙ベースでの配布も行われる。これについては、教員が授業で直接配布するほか、1階入口ゲート横の棚が利用されたり、学生が事務室で受領する方法が採られたりしている。

(5) 授業の実施

授業の具体的な実施方法は、基本的に各担当者に委ねられている。そこで、別紙1「法律基本科目自己点検一覧」として、各担当者の起案（ただし、非常勤教員担当科目については青野教授起案）にかかる自己点検をまとめたものを付す。

なお、全科目に共通のものとして、「オ）出席の確認方法」がある。当法科大学院では、学年定員45名、1学年2クラス編成で少人数授業を行っている。1年次と2年次の必修科目では、学生は指定席に座り、教卓に座席表が貼ってあるため、教員は、授業のたびに欠席者を容易に確認できる。したがって、点呼を採る教員も採らない教員もいるが、いずれにしても、毎回の出席確認は確実になされている。選択科目では指定席ではないが、どの科目も極めて少人数で授業が行われており、必修科目同様に、毎回の出席確認は確実になされている。

(6) 到達目標との関係

授業計画及び実施については、FD活動等を通じて不断の検証と改善を行っているため、本校の到達目標に向けて相応しいものとなっている

なお、2010年3月13日に公表された法科大学院共通的到達目標案第二次案及び同年9月に公表されたその補正案については、専任教員にはFD委員会で配布し¹、非常勤教員についてもメールボックスを通じて配布した。各教員はこれを参照して授業計画を作成することが期待されている。

また、一部教員においては、同案を学生に直接配布し、学生において、自修の目安としたり自己の学修の進み方を自己点検できるようにしている。

(7) 特に力を入れている取り組み

FD活動である(4-1)。

本学では、法律基本科目を担当する専任教員の多くは開学以来変更がなく、この間、7年間余りにわたって、授業内容及び方法についての検証と改善が積み重ねられてきた。このことにより、開学当初に比較すれば、全体としてめざましい改善があるといつて良い。また、開学後に参加した各専任教員、すなわち、2007年度から刑法を担当する臼木教授、2008年度から行政法を担当する趙教授、2010年度から民法特別演習を担当する江森准教授は、いずれも、従前の教授陣と一体となりFD活動や授業改善に邁進している。

2 点検・評価

授業計画や実施の具体的内容は、担当教員がそれぞれ個別に確定しているが、その内容や水準は、学生による授業評価(4-2)やFD活動(4-1)を通じて常に検証されており、一定の改善がなされた。

これらの改善を経て、現在の授業は、法科大学院として求められる水準を上回っているものと評価できる。

3 自己評定

A

[理由] 授業の具体的内容や方法は、基本的に各教員に委ねられているが、FD活動等を通じて、教員相互による不断の検証と検討が続けられている。その成果は上がりつつあり、全体として見れば、法科大学院として求められる水準を上回っているものと評価できる。

4 改善計画

特になし。

¹ 添付資料A6-2「法科大学院FD小委員会議事録」

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本学が2005年度実施の貴財団認証評価において提出した自己点検・評価報告書64頁記載の、「理論と実務の架橋」については、現在も同じ考え方を維持している。すなわち、法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院であることからすれば、まず第1に抽象的な法理論教育ではなくより実践的な観点から問題発見能力、法的分析能力及び問題解決能力の養成を目的とした法理論教育が必要であること、第2に、法理論が実務において実際にどのように機能しているかを理解させ、その問題点を把握させるとともに、実務の体験を通して人間性の涵養を図る必要があること、第3に、先端的な法領域についての教育を通して、現実の社会に生起している問題点を理解させる必要があること、であるとする。

そして、以上の点については、教員全体の理解が得られている。

（2）授業での展開

法律基本科目においても、「理論と実務の架橋」は意識されている。すなわち、1年次の早い段階から具体的な事例に触れさせることを意識し、2年次の特別演習においては判例の事案等を題材としてより具体的な場面をイメージしながら議論し、3年次の発展演習においては具体的な事案について時間をかけて議論を行うことは、担当教員の共通認識となっている。

法律実務基礎科目においては、担当教員はいずれも経験ある実務家教員であり、単に実務のノウハウを伝達する内容とはせず、実体法との関連を意識したものとしている。必修科目である「民事訴訟実務基礎論」及び「刑事訴訟実務基礎論」、選択必修科目である「民事裁判演習」及び「刑事裁判演習」については、以下に担当教員の起案にかかる実施状況を引用する。

●民事訴訟実務基礎論（柴谷教授）

1年次で学んだ（ないし既修者が修得している）民事実体法の応用・発展科目と位置づけており、いわゆる要件事実論の修得を目的とする。要件事実論に関する公刊物を主教材とし、その理解のために担当教員の作成したサブノートに沿って講義を行っている。サブノートには、多数の発問を設けており、学生は予習時にその解答を用意しておき、授業における発問により、その理解度を確認している。

実体法の解釈論が実際の民事訴訟においてどのように機能するかを理解させるため、サブノートにおいては、実体法の解釈論から主張立証責任の分配にいたるまでの思考過程を論理的に理解できるような発問を用意している。

●民事裁判演習（柴谷教授）

具体的な事例（紛争当事者の言い分、証拠書類等）を与えて、まず、受講生全

員に、採るべき紛争解決方法の検討及び訴状の起案を行わせる。その後、受講生を原告側と被告側に分離してその間の情報交換を遮断し、準備書面・証拠申請書の起案及び交互尋問を実施する。最後に、受講生全員に、交互尋問の結果等を踏まえて判決結果の検討及び和解条項案の作成をさせる。

事例は、担当教員が弁護士業務の中で実際に担当した事件のうち、民法及び民事訴訟法の基本的問題を含むものの中から、教材用に適宜アレンジしたオリジナルの資料を与えている。

これにより、大学教科書で学んだ法律理論が実務においてどのように機能するのかを体験させること（＝実務と理論の架橋）を意図している。

2年次の民事訴訟実務基礎論の授業に連続するその応用・発展科目として位置づけており、単なる実務的観点からの模擬裁判に終わらず、訴状の起案等においては要件事実論の具体的な活用、判決結果の検討においては事実認定の具体的手法等を修得させている。

●刑事訴訟実務基礎論（伊藤教授）

訴訟手続の各段階における具体的事例を、学生に事前に与えて、必要な調査及び検討をさせる。授業の中では、予習の確認を兼ねた双方向の問答に加えて、学生に、裁判官、検察官、弁護士、ときには被疑者（被告人）の役割を与えて、それぞれの立場から検討させる等の工夫を行う。一例として、ある場面で弁護士は何を準備すべきか、接見では何を質問すべきか、等々である。また、課題として起訴状を起案させるほか、レポート課題として、理論的にも実務的にも重要で、かつ多少の文献調査が必要な設問を提示して、学生が調査した上でまとめたレポートを提出させる。

授業では、学生に実際の実務のイメージを持ってもらうことを狙いとして、教員が過去に担当した事件について紹介することも多い。

これらを通じて、学生がこれまでで学修してきた刑法と刑事訴訟法が、実際の手続においてどのように活かされているかについて、具体的かつ立体的に理解されることを目指す。

●刑事裁判演習（伊藤教授）

実際の刑事事件記録をもとにした教材を利用し、学生を、検察官、弁護士、裁判官の各グループに分けて、1つの事件の捜査段階から判決までを体験させる。各グループには、役割に応じて、実際に起訴状、証拠申出書、論告要旨や弁論要旨、判決書等を作成させ、これらの指導を通じて、実務文書作成の方法について指導する。

また公判手続については、冒頭手続から判決手続まで、法廷教室を使用して行う。

司法修習生が行う模擬裁判との違いを意識して、学生には具体的場面と実体法知識の接続を常に意識させるようにするとともに、随所で理論的な検討を加えることとして、理論と実務の架橋を図っている。

また、必修科目である「法曹倫理」は、今年度から実務家特任教授（みなし専任）の担当となった。これにより、科目担当教員は、教授会やFD委員会での議論を念頭に、より効果的な授業を提供することが可能になり、学生も、専任の教授に指導されることによってその重要性をより認識することとなっている。

選択必修科目である「ローヤリング」においては、面接技法のみに時間を割くのではなく、契約書の検討や起案、遺言書の起案などを通じて、民法の知識を実務に生かし、また、紛争になった場合の書面の効力を検討すること等を通じて民事訴訟法の知識がどのように訴訟前実務の中で生かされてくるのかを、実感する。

先端・展開科目においても、弁護士である実務家教員を多く配し（「金融商品取引法」「民事保全・執行法」「保険法」「倒産法Ⅰ・Ⅱ・演習」「知的財産法Ⅰ・Ⅱ・演習」等）、また、弁護士以外の法律実務家による科目も多い（吉川達夫アップルコンピュータ（株）法務部長による「電子商取引法特講」「国際関係法演習（私法系）」、田沼浩司法書士による「登記法特講」）。いずれも、担当分野では理論面においても十分の実績を有し、結果として、理論と実務の架橋が実現される内容となっている。

さらに、法律基本科目の中の総合演習科目では、実務家教員を含む2人または4人の教員の合同授業を行っている。

●民事法総合演習Ⅰ（A：青野教授，秋定弁護士，B：青野教授・常磐弁護士）

2・3年次後期の選択必修科目であり、研究者教員と実務家教員の2名が、学生とともに毎回1つの最高裁判例をていねいに、また多角的に検討する。

学生は、当該授業で取り扱う判例自体は1年次に触れたことがあるものであっても、それを、再度、実務家の視点を交えながら検討することで、事案に迫る力や多角的に考える力を身につけ、また、実務における手続面での工夫などに触れる。この授業を通じて、民法分野全般にわたる知識の確認を行うとともに、それを実務感覚を持って捉える機会となる。そして、事件の結末として出された最高裁判例について、その規範を丸暗記するのではなく、いきいきとした力のある法準則として捉え直すことを目指す。

●民事法総合演習Ⅱ（小松教授，江森准教授）

2・3年次後期の選択必修科目であり、民事訴訟法担当の研究者教員と弁護士である実務家教員の2名が、毎回2つの事案を取り扱いながら、民事訴訟における主要論点について、理論面での正確性と実務的感覚の双方を持って捉え直すことを目指す。

取り扱う判例は、訴訟法上の論点とともに実体法上の論点をも含むものとし、事案を簡略化したものを予習課題とともに、予めTKCに掲示する。授業では、予習課題の確認だけでなく、当事者がなぜそのような訴訟手続を選択したのか、そのことによる訴訟法上の問題は何かなどについて、問答の中で検討を深めていく。ときには教員どうしが質問をし合うこと等もあり、これらを通じて、学生は、民事訴

訟法学における学説の対立を、平板なものではなく歴史的な流れの中のダイナミックな主張のぶつかり合いとして、感じることになる。

●刑事法総合演習（對馬教授，伊藤教授，臼木教授，松本教授）

昨年度までと大きく教育内容が異なる科目であり，科目の位置づけも必修科目から選択必修科目に変わった。

開設当初は刑法・刑事訴訟法の研究者教員2名による共同演習形式であったが，刑法・刑事訴訟法が交錯する場面は多くなく，同一の事例をもとにしても，とすれば，授業の前・後半をそれぞれの教員が刑法的問題・刑事訴訟法的问题について演習をおこない，それぞれの担当部分について，他方の教員はたんに補充的に参加するにとどまった。

2007年度以降は刑法研究者教員2名による共同演習形式であり，具体的にいえば，違法の本質論をめぐるいわゆる結果無価値論とその体系，行為無価値論とその体系からの共同演習であった。その狙いとしては，ひとつにはそれぞれの理論的な道筋を理解させることにあるが，それ以上に，理論的対立の先鋭さにもかかわらず具体的な帰結は同じという側面を示して，研究者においても具体的妥当性，理論と実務との関連性を相当程度に意識して修正・調整を図っているという点も理解させることにあった。しかし，学生が採っている理論的な見地と異なる見地から議論をすると，学生側ではなかなか整理しきれずに混乱してしまう場合が見受けられたことから，「刑法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」—「刑法特別演習Ⅰ」—「刑法発展演習Ⅰ」という直系の積み重ねから外して，「刑事法総合演習」という科目名にふさわしい多角的な視野をもたせる狙いで，今年度から，①刑法と刑事訴訟法の研究者教員（對馬教授，松本教授）②刑法研究者教員2名（對馬教授，臼木教授），及び③刑事訴訟法研究者教員（松本教授，伊藤教授）と刑事実務家教員の3とおりの組み合わせによる共同演習のオムニバス形式となった。

そして，開設当初の狙いに沿った刑法学と刑事訴訟法学の交錯，2007年度から昨年度までの狙いに沿った実体法上の対極的な立場からの理論的展開とそれによる事案処理の異同，そして今年度から狙いに加わった，理論と実務の交錯・架橋について，各担当教員が相互補充的に関与して，総合的に演習することになっている。

異なる学問領域・理論的見地・理念的・一般的な視点と実際の・個別的な視点など，多角的・総合的な視野をもち，現在の問題だけでなく今後生じるであろう問題についても柔軟に対応し，さらに裁判員やクライアントに説明できることは，これからの法曹にとって重要な資質であり，本科目は，刑事系分野についてまさにそのような資質を涵養するものとして，2年次以降の学生にとって有意義な科目である。

●刑事証拠法（松本教授）

今年度後期から開講する選択必修科目であり，刑事事件の証拠について，具体的な事例を扱いながら，理解を深める。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

ア 研究者教員の実務研修や臨床科目への関与等

これまで、研究者教員は着任後に全員1回ずつ、提携する第一東京弁護士会の協力のもと、法律事務所で1週間程度の実務研修を行い、実際の弁護士業務に触れる機会を持った。

また、法科大学院協会による司法研修所見学に、現在在籍している研究者教員9名のうち8名が参加した。

6-3で触れる「エクスターンシップ」については、担当教員を研究者教員9名としている。各研究者教員は、年に2~3名の学生を担当することになり、エクスターン開始前には配属先弁護士と学生との橋渡しをし、また、終了後には学生の研修日誌を確認すること等により、間接的ではあるが生の実務に触れる機会を設け、実務感覚を喪失しない工夫をしている。

さらに、執行部を中心とする研究者教員は、日本弁護士連合会等が主催する各種シンポジウムにできるだけ参加するようにしている。また、執行部は、提携する第一東京弁護士会内のカウンターパートである法科大学院検討委員会の執行部（正副委員長）と定期的に意見交換会を設けており、弁護士の実情や弁護士側からの後進に対する要望について、認知し教育改善につなげる仕組みとしている。

イ 実務家教員による研究

実務家専任教員は、全員、いずれかのFD部会に属し、研究者教員とともにFD活動において一定の役割を担っている。

また、実務家教員もそれぞれのテーマによる研究を怠らず、紀要である『駒澤法曹』等への投稿も多い。

実務家教員のうち特任でない専任教員については、紀要編集委員や図書選定委員等、研究者と同等の学務を担ってもらい、実務家感覚を大学院の運営に反映させる工夫をしている。

ウ 特別講演会等

9-1で触れる特別講演会、学術講演会等の機会においては、著名な研究者と実務家をバランス良く招聘するとともに、いずれの場合でも、法科大学院の使命である理論と実務の架橋に配慮した演題や内容を設定していただくように努めている。

(4) 特に力を入れている取り組み

法科大学院も発足後7年余りを過ぎた。この間、本学では上記の各種の取り組みを継続してきているところから、本学にとっては、理論と実務の架橋は、特別なことではなくなっている。現在、本学出身の弁護士は25名を数えるが、彼らが実務で活躍していることこそが、本学における理論

と実務の架橋の成果であるとともに、在学生に対して理論と実務の架橋の意味づけを与えるものであるとも考えられる。

そこで、7-8で触れるアドバイザー弁護士は、昨年度からは、本学出身弁護士のみで構成することとし、また、このほかにも修了生弁護士にはさまざまな形で本学に協力していただいている。

このように修了生である弁護士が組織的かつ自発的に本学の運営に協力してくれる体制を、法科大学院側として支えることにより、法科大学院内の全体の雰囲気において、理論と実務の架橋がより当たり前のこととなるように工夫することが、現在、特に力を入れていることである。

2 点検・評価

授業における理論と実務の架橋を目指した取り組みは、多角的に行われており、その質も高い。また、授業以外での取り組みも充実している。

そして、これらの取り組みについては、開学以来継続されており、そのことが、現在では、本学における理論と実務の架橋を、ことさら特別のものでなく、安定した教育の柱とならしめているものと評価できる。

3 自己評定

A

[理由] 理論と実務の架橋は、カリキュラム、授業方法、その他の取り組み等、多くの場面で意識されており、質・量ともに充実している。

4 改善計画

特になし。

6-3 臨床教育（2）〈臨床科目〉

1 現状

（1）臨床科目の目的

臨床教育は、法曹養成制度の中核である法科大学院においては、当然に要請される教育内容である。そして、これがたんに「社会見学」や「ままごと」になることのないよう、内容的に充実したものとすべきも当然である。一方で、資格を持たない学生にできることには質的な限界があり、また、他の授業科目との兼ね合い、時間割等から、量的な限界もある。

このような制約の中で、本学では、学年に応じた内容の各種の臨床科目及びシミュレーション科目を配置し、その内容を充実したものにするとともに、多くの学生がこれらを履修することができるようにしている。

したがって、臨床科目の具体的な目的は、履修学年や科目ごとに異なるものであるが、これを抽象的に総合するとすれば、「実際（または架空）の事件を扱い、そこでの法曹としての振る舞いに触れ、多角的な検討を通じて法曹としての考え方の一端を体得し、今後の学修に生かせる経験をする事」であるといえよう。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア エクスターンシップ（2・3年次選択必修、2単位（旧カリ1単位））
法律事務所で2週間の実務研修を行う。

配属先は、提携する第一東京弁護士会を通じて提供され、同会法科大学院検討委員会作成の「エクスターン・ガイドライン」¹にしたがって、担当弁護士による指導がなされる。

履修希望者数、履修人数、単位取得人数は、以下のとおりである。

	履修希望者数	履修人数	単位取得人数
2008年度前期	34人	8人	8人
2008年度後期		9人	9人
2009年度前期	19人	9人	9人
2009年度後期		10人	10人
2010年度前期	21人	8人	8人
2010年度後期		9人	9人
2011年度前期	16人	6人	6人
2011年度後期（予定）		6人	—

履修には2年次前期の「法曹倫理」の単位取得が要件とされ、簡単な面接試験により履修にふさわしいと認められた学生が、履修を許される。

¹ 添付資料B12「エクスターンシップ・ガイドライン」

2006年度までは、実習費として1人5万円が必要であったが、同年の貴財団の認証評価において、この点が問題視されたことを受けて、規則を改定し、2009年度からは、1人2万円となった。

学生は、全員入学時から、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しているほか、履修前に、守秘義務に関する誓約書を大学と配属先に提出することになっている。

実習中は、毎日、「研修日誌」の作成が求められる¹。また、受入先からは、結果報告書が提出され、これを元に、担当教員が単位認定を行う（成績評価はP（合格）またはF（不合格）で行う。）。

また、実習を終えた学生は「エクスターンシップ報告会」において、下級生に向けて、各自が経験を報告する。

なお、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会の主催で、年2回、エクスターンシップ受入れ弁護士と本学執行部が参加する「エクスターンシップ意見交換会」が開催され、エクスターンの実情等についての情報交換を行っている。

イ リーガル・クリニック（2・3年次選択必修，2単位（旧カリ1単位））

第一東京弁護士会が支援する都市型公設事務所である、弁護士法人渋谷シビック法律事務所に出向いて、法律相談に立ち会い、事案分析や法文書作成等に取り組む。今年度から担当教員となった比佐特任教授は、同事務所の所長である。

履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修人数	単位取得人数
2008年度前期	2人	2人
2008年度後期	0人	0人
2009年度前期	3人	3人
2009年度後期	3人	3人
2010年度前期	4人	4人
2010年度後期	6人	6人
2011年度前期	1人	1人
2011年度後期（予定）	10人	—

2006年度までは、実習費として1人7万円が必要であったが、同年の貴財団の認証評価において、この点が問題視されたことを受けて、規則を改定し、2009年度からは、1人3万円となった。

前述のとおり、学生は、全員入学時から、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しているほか、履修前に、守秘義務に関する誓約書を大

¹ 現地調査時間閲覧資料「エクスターンシップ研修日誌」

学に提出することになっている。

ウ ローヤリング（2年次選択必修，2単位（旧カリ1単位））

シミュレーション科目であり，弁護士としての面接交渉技術のほか，契約書の検討や作成，遺言作成などを実習する。

履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修人数	単位取得人数
2008年度前期	37人	36人
2009年度前期	33人	33人
2010年度前期	23人	23人
2011年度前期	18人	18人

エ 民事裁判演習（3年次選択必修，2単位（旧カリ1単位））

シミュレーション科目であり，履修学生は，原告代理人と被告代理人に分かれて，金銭支払請求訴訟と不動産訴訟の2件の事件を体験する。

履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修人数	単位取得人数
2008年度前期	22人	21人
2009年度前期	25人	25人
2010年度前期	21人	21人
2011年度前期	13人	12人

なお，科目の具体的な内容については，6-2を参照されたい。

オ 刑事裁判演習（3年次選択必修，2単位（旧カリ1単位））

シミュレーション科目であり，履修学生は，検察官，辩护人，裁判官の各立場に分かれて，否認事件の公判手続を体験する。

履修人数，単位取得人数は，以下のとおりである。

	履修人数	単位取得人数
2008年度前期	20人	20人
2009年度前期	22人	22人
2010年度前期	18人	18人
2011年度前期	11人	11人

なお，科目の具体的な内容については，6-2を参照されたい。

(3) 特に力を入れている取り組み

ア 無料法律相談会

毎年2回，5月に渋谷シビック法律事務所，11月に本法科大学院校

舎で、いずれも土曜日の午後、地域の相談者を対象とした無料法律相談会を開催し、希望する学生が同席する。エクスターンシップやリーガル・クリニックを履修する前の早い段階から実際の事件を見聞きしてもらうことをねらい、主として1年次生の参加を念頭に置いた企画である。

相談希望者は、チラシ等で募集し、5月は渋谷シビック法律事務所、11月は法科大学院事務室で、予約を受け付ける。2006年度以来、毎年継続している企画であり、地域住民にとっては恒例のものとなっているので、法科大学院による地域貢献の側面もある。学生は、30分の相談に同席し、相談者が帰った後で、担当弁護士と、事案についてディスカッションする。相談者は、予め法科大学院生の同席に同意しており、具体的な進行状況によっては、相談者の同意を得て、直接、学生に発問させることもある。

前述のとおり、学生は、全員入学時から、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しているほか、全員入学時から、実施前に、守秘義務に関する誓約書を、5月は渋谷シビック法律事務所、11月は大学に提出することになっている。

	学生数	弁護士数	相談件数
2008年5月24日	32人	10人	32件
2008年11月1日	16人	5人	15件
2009年5月23日	20人	10人	28件
2009年11月31日	14人	6人	16件
2010年5月22日	19人	10人	39件
2010年11月6日	7人	5人	15件
2011年5月21日	16人	10人	31件

[注] 相談件数については、予約件数であり、欠席者は含まない。

イ 裁判傍聴や見学

教員が、しばしば、希望する学生を率いて、東京地方裁判所の裁判傍聴、刑務所見学、証券取引所見学等を実施する。

また、実務家教員が、担当事件の証人尋問など学生に有益だと思われる裁判がある際には、TKCで告知して傍聴を薦めることもある。

2 点検・評価

エクスターンシップとリーガル・クリニックは、第一東京弁護士会の全面的な支援もあり、質・量ともに充実したものとなっている。受講者数も、在学生数と比較すれば、それなりの割合であると考えられる。また、これらの受講の際の費用負担については、前回の認証評価を受けて、改善が図られ、受講しやすくなった。

ローヤリング，民事裁判演習，刑事裁判演習のシミュレーション科目は，十分に用意された教材をもとに行われており，水準の高いものである。

無料法律相談会の取り組みは，1年次の早い段階から生の事件に触れる良い機会であり，地域貢献の役割も担っている。

3 自己評定

A

〔理由〕臨床科目については，内容，受講者数ともに，充実している。また，シミュレーション科目も充実しており，その他の臨床を意識した取り組みもなされている。これらを総合的に見れば，質・量ともに，法科大学院に求められている水準を上回るものと評価できる。

4 改善計画

特になし。

第7分野 学習環境

7-1 学生数（1）クラス人数

1 現状

（1）1つの授業を同時に受講する学生数

本法科大学院における2009年度、2010年度、2011年度の各開講科目の履修登録者数は、資料「科目別履修登録者数一覧表」¹のとおりである。

なお、前述年度において、本法科大学院の授業を受講した者は、正規学生（本科生：留学生含む）のみである。本法科大学院には、科目等履修生制度は存在するが登録実績はなく、聴講生制度は規定されていない。

（2）適切な人数となるための努力

原則として、法律基本科目及び法律実務基礎科目については、各科目2クラスを設定し、各科目の履修者数を25人以下としている。

（3）特に力を入れている取り組み

これまで、次年度における履修者数が25人を超えると予想される選択科目については、開講前年度の後期に各科目開講コマ数を決定するにあたり、2クラスを設定してきた。

2 点検・評価

本法科大学院の入学定員は45人（2010年度以前は50人）であり、少人数教育によりその効果を十分にあげることを目指している。一般的に、法律基本科目の履修者は50人程度が適切な数とされているが、本法科大学院においては、各年次の必修科目について、原則1クラス25人程度を上限とし、各2クラスを開講することにより少人数教育を徹底し、双方向性を重視した教育を実施している。なお、2011年度は、入学者数の減少により、各科目の履修者数は1クラス15人程度以下となっている。

3 自己評定

適合

[理由] 授業はすべて50人以内で実施している。

4 改善計画

特になし。

¹ 添付資料A19「科目別履修登録者数一覧表」

7-2 学生数（2）入学者数

1 現状

（1）過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A)
2009年度	50人	33人	0.66
2010年度	50人	28人	0.56
2011年度	45人	15人	0.33
平均	48.33人	25.33人	0.52

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示する。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

入学者選抜においては、入学者が入学定員を大幅に上回らないよう、入学手続者数を確認しながら、正規合格、補欠合格、追加補欠合格の3段階で合否判定を行うことを可能としており、第2次試験受験時及び合格発表時に、受験生へその旨を周知している。

2 点検・評価

過去3年については、定員充足率は1.1以下となっており、評価基準は充足している。

3 自己評定

適合

[理由] 評価基準は充足している。

4 改善計画

特になし。

7-3 学生数（3）在籍者数

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A)
1年次	48人	35人	0.73
2年次	47人	28人	0.60
3年次	50人	21人	0.42
合計	145人	84人	0.58

- [注] 1 「収容定員」とは、「入学定員」3倍に相当する人数をいう。ここでは、各年度の「入学定員」を記入し、その合計欄に「収容定員」を記入する。本法科大学院においては、2009年、2010年の入学定員を各50人（未修者35人、既修者15人）、2011年の入学定員を45人（未修者33人、既修者12人）としたため、便宜上、上表の数値を採用した。
- 2 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の2011年4月1日現在の在籍者数をいう。なお、本法科大学院においては、既修者は2年次に入学するため、2年次から計上する。
- 3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

定員割れの状況の下で、かかる施策を行う必要はないと考える。

2 点検・評価

上記表において、在籍学生数と収容定員とのバランスを考えた場合、各学年及び総計において定員充足率は1.0以下であり、本項目の基準を充足していると評価できる。

3 自己評定

適合

[理由] 評価基準は充足しているので、適合評価に値すると思われる。

4 改善計画

特になし。

7-4 施設・設備の確保・整備

1 現状

(1) 施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

駒澤大学駅より徒歩4分の立地に、地上9階・地下1階の法科大学院専用棟を設け、法科大学院におけるすべての授業を行うと同時に、学生の自主的な学習に必要な機能を備えている。敷地面積は900.91㎡、延床面積は3,274.65㎡である。

専用棟の開館時間は、平日及び土曜日は8:00～23:30、日曜日・祝日は9:00～22:30とし、定期試験1週間前から定期試験終了までの約2週間（7月と1月）については、集中的な学習が必要となるため、24時間開放を実施している。休館日は、原則として停電・断水等の点検日、及び年末年始のみであり、年間を通じて10日に満たない。また、開館時間中は、常に守衛が管理室に在室しており、緊急時の対応が可能である。

教室・演習室は、16人収容1室、34人収容2室、36人収容2室、86人収容2室（各室2分割可能）である。比較的大きな402教室、502教室にはマイク機器を設置するとともに、402教室には50インチのディスプレイ2台、ビデオ（DVD）プレイヤー、書画カメラを設置し、その他PC教室（36人収容）には、学生用PC・プリンタのほか、プロジェクタ、大型スクリーン、ビデオ（DVD）プレイヤー、書画カメラ、マイク機器を備え、情報教育に役立てている。

また、模擬法廷教室（傍聴席27席）は、理論と実務の架橋をかかげる法科大学院にとって象徴的施設であり、そこで実施した模擬裁判の様子を録画し教材づくりが可能となるシステム機器を導入している。

自習用学習室は、地階に49人用（117.84㎡）と19人用（46.28㎡）の2室、2階に58人用（114.78㎡）と26人用（58.84㎡）2室の計4室を設け、152席のキャレルデスク（固定席）を用意することにより、学生全員がいつでも学習できる環境を整えている。キャレルデスクには、備品として、本棚、デスクサイドワゴン、デスクライトを設置している。また、各デスクには有線LANポートが備えられ、学内ネットワークを通じて、各学習室に1～2台設置された共用のネットワークプリンタを印刷枚数の制限なしに使用できる。

ロッカールームは、六法や参考図書など法科大学院棟に常備できるよう個人用ロッカーを学生全員分用意している。

89㎡の法科大学院図書室を地階に設け、法律専門図書・雑誌及び法令・判例集を約14,000冊配架している。また、この図書室には8台のパソコンと両面印刷対応プリンタ2台、コピー機2台を常設している。も

もちろん、専用棟から徒歩4分の本校図書館についても利用可能である。

情報環境面では、無線LANシステムを導入し、棟内ほどの場所であっても学内ネットワーク（KOMAnet）への接続が可能となっている。民間企業による教育研究支援システムも採用し、電子シラバス等を使用した効率的な学習が可能となるようサポートしている。

イ 身体障害者への配慮

身体障害者に対する支援体制として、バリアフリー化するとともに、教室では車いすでも受講可能なスペースを設けているほか、障害者用トイレを設置している。

(2) 問題点や改善状況

かつては専用棟の開館時間が現在よりも短かったため、学生から開館時間の延長の要望が出されていたところ、順次、開館時間を延長し、現状では上記(1)のように改善されている。

(3) 特に力を入れている取り組み

前期・後期各1回開催される学生ヒアリング(4-2)において、施設・設備に関する要望をヒアリングし、学生の理解促進のための説明及び改善要求に基づく施設・設備導入・管理・運営を担当する部署との交渉を行っている。

(4) その他

施設・設備の導入・管理・運営状況の改善にあたり、必要に応じてWEBアンケートにより再度学生の要望を確認している。

2 点検・評価

現段階では、学習に必要な一定の設備を具備している。

また、学生の施設・設備改善要望については、学生ヒアリングにおいて聴取し、学生の要望に基づき施設改善を行うといった方式が既に確立しており、学生の要望に対応しやすいシステムとなっている。

なお、東急田園都市線「駒沢大学」駅から徒歩4分という立地条件は学生に魅力的であり、またこの点が23:30までの開館を可能としている。学習に適した法科大学院であると自負している。

3 自己評定

A

[理由] 学習に必要な設備は完備できていると考えている。

- 4 改善計画
特になし。

7-5 図書・情報源の整備

1 現状

(1) 図書・情報源の確保

本法科大学院の学生は、法科大学院棟に設置された専用図書室（以下、「法科大学院図書室」）、及び法科大学院棟から徒歩4分の本校図書館の利用が可能である。法科大学院図書室は、法科大学院棟開館時間内であれば利用可能である。本校図書館は、原則として平日・土曜は9:00～22:00の利用が可能である。

法科大学院図書室には、開講科目ごとの参考図書を中心に、図書7,000冊余、雑誌7,000冊余を配架している。図書の選定については、専任教員のみならず非常勤教員に対しても毎年依頼し、購入・配架している。また、学生たちからの要望については、図書選定委員がとりまとめ、必要な図書を定期的に購入・配架している。また、法科大学院図書室の図書については、一部資料を除き、法科大学院棟内であれば、当日に限り自由に帯出して閲覧することが可能である。ただし、法科大学院棟外への持ち出しは禁止しているため、自宅での資料閲覧が必要な場合は、本校図書館の利用が必要となる。

このほかに情報環境面では、電子シラバスとロー・ライブラリーで構成される「法科大学院教育研究支援システム」を採用している。このシステムは同時アクセス数の上限はなく、教員が担当科目の授業内容を掲載した電子シラバス上の予習教材等の記述箇所からハイパーリンクによりロー・ライブラリー収録の文献に直接リンクし、参照することができる。また、判例検索システムと主要法律雑誌DVDで構成される「LLI統合型法律情報システム」も、同時5アクセスで導入している。両システムは、学生及び教員に個別IDを付与することにより、学内だけでなく、自宅からの利用も可能となっている。両システムにおいて利用可能な電子ジャーナル、判例等、その構成については、添付資料¹を参照されたい。

さらに、本館図書館所管のデータベースもオンラインで利用することができる。全学的に利用できる同データベースは多くの資料を含んでいるが、特に法科大学院の学生にとって利用頻度の高いものとして、新聞社のデータベース（朝日、毎日、日経、読売）、第一法規 D1-Law（判例体系、法律文献情報等）、商事法務、NBL、法律時報、WestLaw 等がある²。

(2) 問題点と改善状況

現在、法科大学院図書室資料は、学生の学習上の便宜を図るため、一部

¹ 添付資料B9-1「TKCパンフレット」、添付資料B9-2「LLIパンフレット」

² 添付資料B9-3「駒澤大学図書館データベース検索メニュー」

の資料を除き、法科大学院棟内への帯出について制限を行っていない。しかし、近年、学生の図書室利用マナーが低下し、図書室資料の個人占有が問題となっている。研究科長による個人占有図書強制撤収制度は設けているが、現段階では発令を行っていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

法科大学院図書室の収蔵量には限界があるため、学修上主に必要とされる判例や法律雑誌の購読は、前記(1)で述べたように、電子媒体を活用したものとしている。

2 点検・評価

法科大学院図書室の収蔵量には限界があり、増え続ける図書をどのように管理するのかという課題はあるが、データ化されている雑誌・判例集や旧版複数冊所蔵資料等については別置・廃棄するなどの対応により、現在のところは問題なく運営できている。

法科大学院図書室には、法科大学院での授業・学習に必要な図書・情報については標準的なものは整備されている。ただし、1(2)において前述のとおり、利用したい時に図書が返却されていない状態があり、この点の改善が必要である。根本的解決方法としては、専従職員の配置が考えられるが、人件費や学生の利用上の便宜などの問題から、人員配置は困難な状況にある。マナー向上の呼びかけ及び個人占有図書強制撤収制度の活用により、現状を改善することが次善策となる。

3 自己評定

B

[理由] 法科大学院図書室の収蔵量に限界があること、また図書の貸出、返却について改善が必要である。

4 改善計画

図書室狭隘問題対策として、図書の収蔵については、データ化されている雑誌・判例集については古いものからデータでの提供に移行する。

また、図書の貸出・返却のルールを厳守するよう、学生に徹底を図る。

7-6 教育・学習支援体制

1 現状

(1) 事務職員体制

法科大学院専従の事務職員は4人配置されており、教場・研究室・講師控室等の施設管理・備品整備，教材教具の準備，教授会及び会議資料の準備等の業務を行うとともに，学生からの様々な意見の窓口ともなっている。

(2) 教育支援体制

現在，本法科大学院においては，TA制度は導入されていない。コピーや教材等の作成は教員各自で行っているが，入学定員が45人のため，教員各自で十分対応できている。なお，必要に応じて事務職員が支援を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の修了生である弁護士をアドバイザー弁護士として採用し，個々の学生の教育・学修支援を行っている（7-8参照）。

また，少人数制教育を標榜する法科大学院として，事務職員は，個々の学生からの要望や意見に丁寧に対応している。

2 点検・評価

人的体制として，学年定員45人の法科大学院において，日常的な業務については4人の事務職員で十分対応できていると評価し得る。事務職員は学生からの教育以外の様々な要望や意見に日常的に対応しており，教員は教育活動を効果的に行うことができているといえる。

3 自己評定

B

[理由] 教員の教育活動を支援する仕組みは用意されているが，TA等，授業補助の支援体制が一部未整備である。

4 改善計画

特になし。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援

ア 奨学金，給付金等

本学全体の奨学金制度は、「奨学金案内」¹のとおりであるが，その中で，法科大学院学生が利用できるのは，駒澤大学百周年記念奨学金，駒澤大学教育後援会奨学金（家計），日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種），駒澤大学教育ローン利子補給奨学金である。

また，本法科大学院独自の奨学金制度として，入試成績により選抜され，学費全額相当額または半額相当額の給付を受けることができる駒澤大学法科大学院新入生奨学金²，前年度成績により選抜され，学費全額相当額または半額相当額の給付を受けることができる駒澤大学法科大学院奨学金³，駒澤大学法科大学院新入生奨学金・駒澤大学法科大学院奨学金給付者以外の学費納入者に給付される駒澤大学法科大学院特別給付金⁴がある。

その他，学生支援機構奨学金の貸与や，学外奨学金の給付も可能である。

イ 法科大学院専用ローン等

本法科大学院では第一勧業信用組合と提携して，法科大学院に進学する学生専用に関発されたローン制度（600万円限度）⁵を設け，学費等の経済的な不安を解消し，学修に専念できるように支援を行っている。

ウ その他の経済的支援

電子シラバス・判例データベース等を利用するために不可欠なノートパソコンに関し，一定額を大学が負担し，パソコンの購入を補助している⁶。また，大学として，必要なソフトをプレインストールし各種の設定を済ませた推奨機種を市販の同等ノートパソコンよりも割安の価格で提供している。

また，授業の際に必要な資料等をコピーする補助として，年間1,500枚（12,000円相当）までコピー機を無償で使用できるようにしている⁷。

¹ 添付資料B16「奨学金案内」

² 添付資料B16「奨学金案内」

³ 添付資料B16「奨学金案内」

⁴ 添付資料B16「奨学金案内」

⁵ 添付資料B16「奨学金案内」

⁶ 添付資料B13「法科大学院生用ノート型パソコン購入補助制度について」

⁷ 添付資料B8「コピーカード使用要領」

(2) 障害者支援

身体障害者に対する支援体制として、バリアフリー化するとともに、教室では車いすでも受講可能なスペースを設けているほか、障害者用トイレを設置している。

(3) アカ・ハラ等人間関係トラブル相談

キャンパス・ハラスメント（アカ・ハラ，セク・ハラ，パワ・ハラ等）に関しては、「キャンパス・ハラスメントの防止に向けて」¹に記載のとおり、大学本部に相談窓口を設けて直接受け付けるほか、電話やE-mailでも受け付けている。このように関係者に知られず直接大学の担当部署に相談ができるほか、法科大学院内にも大学本部により委嘱された相談員がおり、学内の事情を把握している者への相談ルートも確保している。同相談員は、ハラスメントを専門分野としている大学の顧問弁護士から定期的にハラスメントについて教育を受けている。

(4) カウンセリング体制

精神面のカウンセリングについては、大学本部の保健管理センターにおける心療内科医の診療や、学生相談室²におけるカウンセラーへの相談が可能である。

また、これらについては、法科大学院パンフレットに掲載している他、入学時のオリエンテーションや資料配布棚での資料配布、ホームページなどにより周知している。

(5) 特に力を入れている取り組み

近時、うつ病等の精神疾患に陥る学生が若干見受けられる。そうした徴候のある学生が現れた場合には、クラス担任は、早めに察知し、個人面談をして予防に努めている。その上で、専門家の指導を要すると判断したときは、上記（4）の体制の利用を勧めている。

2 点検・評価

(1) 経済的支援

学内奨学金、学生支援機構奨学金等の利用状況については、「奨学金案内」³巻末を参照されたい。

また、本法科大学院独自の奨学金等の利用状況は下記のとおりである。駒澤大学法科大学院特別給付金が学生の経済支援策となっているほか、駒

¹ 添付資料B10-2 「キャンパス・ハラスメントの防止に向けて」

² 添付資料B10-1 「学生相談室パンフレット」

³ 添付資料B16 「奨学金案内」

澤大学法科大学院奨学金は、在校生の学習インセンティブにもなっている。

年度	駒澤大学法科大学院 新入生奨学金		駒澤大学法科大学院 奨学金		駒澤大学法科大学院 特別給付金	
	内定者数	給付者数	内定者数	給付者数	前期 給付者数	後期 給付者数
2009	A種 5	A種 1	A種 4	A種 4	105	99
	B種 5	B種 1	B種 5	B種 5		
2010	A種 5	A種 3	A種 8	A種 8	85	78
	B種 5	B種 2	B種 3	B種 3		
2011	A種 4	A種 2	A種 3	A種 3	62	
	B種 5	B種 2	B種 4	B種 3		

(2) 障害者支援

上記のとおり、バリアフリー化や障害者用トイレは設置しているが、これらの設備を必要とする入学者は、存在しなかった。

また、視聴覚障害者等への対応については、現段階では学生部への相談事項となっており、必ずしも受け入れ態勢が十分に整っているとはいえない。

(3) アカ・ハラ等人間関係トラブルの相談及びカウンセリング体制

アカ・ハラ対応及びカウンセリング体制については、法科大学院独自の取り組みではなく大学との共通対応事項となっており、問題が生じた際には大学全体として取り組む体制が整っている。

3 自己評定

B

[理由] 学生支援の仕組みはある程度充実しているが、経済的支援については、組み換え等も含め常に検討・改善すべきである。

4 改善計画

特になし。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

1 現状

（1）アドバイス体制

ア クラス担任制

本法科大学院では、1人の教員が各年次数人の学生を担当して、当該学生の学期末の成績のみならず、逐次に出欠状況を含む学習状況を把握するために導入されている「電子カルテ」に基づいて、修了まで緻密な指導をおこなう「クラス担任制」が設けられている。クラス担任教員は、担当学生に対し、学習方法や進路選択など学習面のみならず、生活面についてもアドバイスを行い、肌理細やかな指導を行う。

イ オフィスアワー

前述のクラス担任制が学習面・生活面全般について助言するのに対し、特定の法分野の学習方法等について、専任教員が一定時間帯に研究室に待機し、学生が自由に（言い換えれば予約なしに）相談や質問等をし、専門的な観点からの助言を受けうる機会として「オフィスアワー」を設けている。

なお、法科大学院棟1階ロビーに専任教員の在室を示すホワイトボードを設置し、オフィスアワー以外の時間であっても、教員の在室時間に随時学生が教員を訪ねられる体制となっている。

ウ アドバイザー弁護士制度

アドバイザー弁護士（非常勤嘱託職員）として若手弁護士を複数人採用し、自己の経験や知見をもとに、自由な発想で学生からの相談に応じている。相談日は週1日2時間程度であり、1相談は原則30分としているが、週ごとに相談担当者を変更することで、多面的なアドバイスを受けられるよう配慮している。

相談内容の範囲は以下のとおりである。

- ①学修上の悩みや勉強方法の相談
- ②履修する選択科目や司法試験での選択科目決定に関する相談
- ③進路上の悩み
- ④その他、法科大学院で学ぶことに関し、若手弁護士に直接質問したい事柄

なお、2010年度より、すべて本法科大学院修了者を採用した弁護士を採用し、より相談しやすい心理環境を整えている。

（2）学生への周知等

上記の制度については、新入学オリエンテーションにおける周知のほか、ホームページ・パンフレット等により広く告知している。

なお、教員のオフィスアワー時間や研究室在室については、入館ゲート前ホワイトボードで確認ができる。また、アドバイザー弁護士の勤務予定日については、各期を通じ、掲示により告知している。

(3) 問題点と改善状況

現在クラス担任は、新入生オリエンテーションにおける教員紹介の直後、学生に希望する担任教員を申請させ、希望者多数の場合は抽選にて決定している。これに対し、希望担任教員を申請する時間を確保したいとの要望が新入生から寄せられることもあるが、4月上旬スケジュールの都合により調整が必要であるため、現在保留となっている。

また、アドバイザー弁護士の相談・指導内容について、自主ゼミへの参加や答案練習指導を追加してほしいとの要望が寄せられているが、そのような形式の指導が適切であるかについて結論を得ていないため、現段階では保留としている。

2 点検・評価

ア クラス担任制について

学習方法の助言について、各クラス担任は、学生の成績や学習状況について把握しており、学生から助言を求められるかぎりそれに対応しているが、その際、たんなる学習相談にとどまらず、生活相談にまで及ぶことが少なくなく、そのような場合には、学生の置かれている具体的な状況に応じて、助言をしている。

また、進路選択については、法科大学院においては、それが学生にとって必ずしも望ましい「転進」を意味しないので、学修が進まない学生については、その学生を担当するクラス担任の方から面談の機会を設け、より具体的な学習方法を含む学習状況を聞いたうえで、ケースによってはさらに研究科長・専攻主任を交えた面談をおこない、進路選択の助言をおこなっている。

イ オフィスアワーについて

オフィスアワーは就業規則に基づいて設けられているのではなく、各教員の合意の上で設けられた制度であるが、個々の教員は、あらかじめ1年次生または2年次生の科目と抵触しない講時を週1講時分指定し、各教員のオフィスアワーを取りまとめた一覧を学生に対して掲示して、その時間帯には学生からの学習相談や担当分野に対する専門的な質問に応じている。曜日・時間設定に関しては、とくに1～2年次の学生の授業時間と重ならないように工夫しているにもかかわらず、必ずしも学生の多くがこれらの機会を利用しているとまではいえない。教員は、学生自身が週単位の予復習の計画をしっかりと立てた上で、科目ごとの質問や学習上の相談は、講義

後の短い休憩時間だけではなく、オフィスアワー等の機会を積極的に利用するよう、学生に働きかけているところである。

オフィスアワーはおもに学習相談を受ける機会として設けられているが、その他、クラス担任以外の教員に生活上の相談をする機会になる場合もあり、個々の教員はそれに対する助言もおこなっている。

ウ アドバイザー弁護士制度について

アドバイザー弁護士として採用した人数は、2009年が6人（うち本法科大学院修了者2人）、2010年が6人（すべて本法科大学院修了者、うち女性3人）、2011年が7人（すべて本法科大学院修了者、うち女性2人）である。

近年、相談者数が増加する傾向にあるが¹、これは、本法科大学院修了者がアドバイザー弁護士となり学生がこれら弁護士に相談することで、本法科大学院での学習を通じた具体的な将来構想を抱くことが可能となったことに起因すると思われる。

3 自己評定

A

〔理由〕クラス担任制・オフィスアワーのいずれにおいても、教員の意識を含めて制度・体制として整備されているとともに、個々の教員は、学生から求められるかぎり最大の対応をしている。

また、アドバイザー弁護士制度については、近年、利用者が増加しており、成果を挙げているといえる。

4 改善計画

特になし。

¹ 添付資料B 1 1 「アドバイザー弁護士相談件数集計表」

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

成績評価は、学期末試験、日常の授業への取り組み状況、授業での発言、課題への対応状況と成果等を考慮し、多元的かつ厳格に行うものとされているところ¹、成績は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容に鑑み、S、A、B、C及びFで表示し、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とすることが規定されている²。また、その成績区分は、S(100点～90点)、A(89～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、F(59点～0点)とされ³、学生が最低限修得すべき内容を修得したか、その到達度合いを評価している。

なお、法律実務基礎科目のうち、「法律情報」、「ローヤリング」、「エクスターンシップ」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」及び「リーガル・クリニック」については、P(合格)またはF(不合格)による判定がなされている⁴。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価の考慮要素及びその評価割合は、授業における質問・発言(オーラル)評価10%、授業における提出レポート等(中間試験を含む)の評価20%、定期試験の成績70%を基準とし、総合評価をしている。平常点は、出席のみならず、授業内における質疑をもとに担当教員が評価し、提出レポート等は、授業内に実施される中間試験やレポートにより学期途中における到達度の確認をするなど、学修のプロセスも考慮要素として、定期試験の成績を加えた総合評価をしている。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価において上述のように総合評価をした上で、成績評価の配分基準を次のように統一的に設定している。当該科目の履修登録者数が20人以上の場合、S評価は、当該科目の履修者の5%以内、S及びA評価は、当該科目の履修者の合計30%以内、C評価は、当該科目の履修者の10%以上を基準とし、B、F評価については、特に基準は設けられていない。当該科目の履修登録者数が10人以上20人未満の場合、S評価は、当該科目の履修者の1人以内、S及びA評価は、当該科目の履修者の合

¹ 添付資料A5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)学則」第35条1項

² 添付資料A5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)学則」第41条

³ 添付資料A4「法科大学院履修要項」12頁

⁴ 添付資料A4「法科大学院履修要項」13頁

計6人(30%)以内、C評価は、当該科目の履修者の1人(10%)以上を基準とし、B、F評価については、特に基準は設けられていない。当該科目の履修登録者数が10人未満の場合、S評価は、当該科目の履修者の1人以内、S及びA評価は、当該科目の履修者の合計3人(30%)以内を基準とし、B、C、F評価については、特に基準は設けられていない¹。

エ 再試験

再試験は実施していない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

上述のように統一的な成績評価基準及び配分基準を設定し、事前に定められた成績評価基準は、専任教員はもとより非常勤教員についても執行部や定期試験前の書面等を通じて周知徹底されているので、各教員はその基準に従って成績を評価している。各科目の成績評価基準は、履修要項記載のシラバスや、試験終了後、電子シラバスにより学生に公表される「出題趣旨・成績評価基準」に記載されている。

(2) 成績評価基準の開示

成績評価基準、すなわち成績評価の区分、成績評価の考慮要素等については、駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則及び駒澤大学法科大学院履修要項に明記されている。これらは、入学時及び各年度の初めに学生に配布されている。また、入学時におけるガイダンス等において全学生に対する説明がなされ、周知されている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

各教員は、事前に定められた成績評価基準に従って、採点及び成績評価を実施し、採点後に、採点表及び「出題趣旨・成績評価基準」を事務室に提出している。各科目の「出題趣旨・成績評価基準」は、前年度まで実施していた講評講義に代えて、所定の作成例に従って作成された書面であり、事務室で取りまとめた後、学生に公開される。また、各教員は試験終了後に試験問題を、学生の成績質疑応答期間終了後に採点済み答案を事務室に提出し、事務室において取りまとめ、管理している。さらに、試験問題や採点結果などについては、各FD部会において分析、検討されるほか、FD小委員会においても、成績分布の検討や成績評価基準、成績評価の配分基準に従った成績評価が行われているかを検討し、成績評価の厳格性についての検証が行われ、その結果、事前に定められた成績評価基準と実際の成績評価との間には、概ね食い違いがなく、成

¹ 添付資料A4「法科大学院履修要項」12頁

績評価が厳格に実施されていることが確認されている。

なお、2007年度から2010年度までの成績評価(進級判定)の実数は以下のとおりである。

年度	年次	進級修了判定 対象者数 [A]	原級判定者数 ・ 未了判定者数 [B]	うち休学を伴 う原級判定者 数 ・ 未了判定者数 [C]	原級判定率 ・ 未了判定率 [B/A]	原級判定率 ・ 未了判定率 (休学を除く) [(B-C)/A]
2007	1	51	21	4	41.18%	33.33%
	2	38	13	3	34.21%	26.32%
	3	40	0	0	0.00%	0.00%
	計	129	34	7	26.36%	20.93%
2008	1	56	24	3	42.86%	37.50%
	2	44	13	0	29.55%	29.55%
	3	25	0	0	0.00%	0.00%
	計	125	37	3	29.60%	27.20%
2009	1	42	19	1	45.24%	42.86%
	2	40	8	1	20.00%	17.50%
	3	31	1	1	3.23%	0.00%
	計	113	28	3	24.78%	22.12%
2010	1	40	22	3	55.00%	47.50%
	2	27	8	0	29.63%	29.63%
	3	31	2	1	6.45%	3.23%
	計	98	32	4	32.65%	28.57%

注 「原級」とは「原級留置」を言う。

イ 再試験等の実施

再試験は実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

講評講義に代えて、「出題趣旨・成績評価基準」を当該科目の履修学生等に電子シラバスで公開することにより、学生は、試験答案の写しを受け取った上で自己採点をし、その結果を自己の成績に照らして分析・検証できるようにしている。また、個々の学生から答案の内容や成績評価について質疑がある場合は、そのために設けられたオフィス・アワーや成績質疑応答期間に各教員が個別の対応をすることとしている¹。また、成績評価基準や配分基準は、非常勤教員への徹底も厳格に行われており、全科目におい

¹ 添付資料A4「法科大学院履修要項」13頁

て厳格な成績評価が実施されている。

2 点検・評価

成績評価基準は、法律実務基礎科目の一部を除くすべての科目につき、定期試験以外の学修のプロセスを考慮要素とするなど、統一的で厳格な成績評価基準が適切に設定されており、その基準は各教員に周知徹底され、各教員間に厳格な成績評価についての共通認識が存在している。また、成績評価基準の学生への事前開示が適切な時期に適切な方法により行われている。各教員の成績評価も事前に定められた成績評価基準に従って行われ、その厳格性、客観性については、各定期試験の出題趣旨等が学生に公表されているほか、FD部会及び同小委員会において分析、検討され、厳格に実施されていることが確認されている。

3 自己評定

A

[理由] 成績評価基準は、法律実務基礎科目の一部を除き、すべての科目につき統一的で厳格な成績評価基準が適切に設定されており、それが学生に対して事前に開示され、かつ、事前に定められた成績評価基準に従い厳格な成績評価が実施され、その検証も行われている。

4 改善計画

特になし。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

1 現状

(1) 修了認定基準

本法科大学院の修了認定基準は、以下のとおりである¹。2007年度未修者コース入学生及び2008～2010年度以降入学生については、本法科大学院の修了に必要な単位数は98単位である。そのうち必修科目は、法律基本科目58単位、法律実務基礎科目6単位、計64単位となっている。選択必修科目は、法律基本科目2単位、法律実務基礎科目4単位、基礎法学科目2単位、隣接科目2単位、展開・先端科目14単位、計24単位であり、選択科目は、展開・先端科目10単位である。また、展開・先端科目は、企業法務コースまたは市民法務コースのいずれかを主コースとして選択し14単位、さらに全体から10単位選択して履修するものとされている。2011年度以降入学生については、本法科大学院の修了に必要な単位数は97単位である。そのうち必修科目は、法律基本科目56単位、法律実務基礎科目6単位、計62単位となっている。選択必修科目は、法律基本科目8単位、法律実務基礎科目9単位、基礎法学科目及び隣接科目4単位、計21単位であり、選択科目は、展開・先端科目14単位である。

また、1年次から2年次、2年次から3年次にそれぞれ進級するには、一定の進級基準に達していることが必要とされる。この進級基準には、修得単位数による進級基準とGPAによる進級基準がある。前者として、2007年度未修者コース入学生及び2008～2010年度以降入学生については、1年次から2年次に進級するには、1年次必要修得単位数30単位のうち24単位以上が必要とされ、2年次から3年次に進級するには、2年次必要修得単位数31単位のうち26単位以上が必要とされている。2011年度以降入学生については、1年次から2年次に進級するには、1年次必要修得単位数36単位のうち30単位以上が必要とされ、2年次から3年次に進級するには、2年次必要修得単位数26単位のうち20単位以上、ただし、既修者コース入学生は、2年次必修科目単位数32単位のうち26単位が必要とされている。後者として、S評価4点、A評価3点、B評価2点、C評価1点、F評価0点とし、GPAによる評定平均値を求め、当該年度に履修した法律基本科目の評定平均値1.8点以上であることが1年次から2年次、2年次から3年次への進級基準とされている。

修了認定基準は、上記のように単位積み上げ方式を採っており、厳格な成績評価基準及び進級基準を採用しているため、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた基準となっている。

¹ 添付資料A5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」33条及び別表第1

(2) 修了認定の体制・手続

本法科大学院の修了認定は、研究科教授会により審議・決定されるものとされているところ¹、本法科大学院に3年（または2年）以上在学し、所定の単位（上記（1）参照）を修得した者には修了認定がなされることとされている²。GPAに基づく進級認定及び成績評価は厳格な成績評価基準及び成績評価の配分基準を踏まえて行われており、それらを前提とした修了認定は教授会審議を通して厳格に実施されている。

(3) 修了認定基準の開示

以上の修了認定基準については、年度当初に配布される本法科大学院履修要項³のほか、本法科大学院パンフレット及びホームページに掲載されており、入学生のみならず入学を検討する者にも開示されており、修了認定要件を事前に確認できるようになっている。また、進級基準についても法科大学院履修要項により学生に開示されている⁴。

(4) 修了認定の実施状況

前年度、修了認定における対象者数は31名、修了認定者数は29名であり、修了認定者の修得単位数の最多は101単位、最小は95単位、平均は98.55単位であった。なお、未了者のうち1名は休学、1名は修了に必要な総修得単位数に満たない者であった。

修了認定は、厳格な基準に基づいており、在学期間及び修得単位数の算定は客観的な数字によってなされるため、恣意的な修了認定がなされることはない。

(5) 特に力を入れている取り組み

学生自らが成績を検討し、教員の説明を受ける機会を設け、教員は成績評価の検証を行うなど、成績評価の客観性及び厳格性を担保する手続を十分用意している。

2 点検・評価

厳格な成績評価基準及び進級基準に基づいた修了認定基準は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて適切に設定されており、修了認定の体制・手続も設定されている。修了認定は客観的な数字に基づき、教授会で適切に判定されている。また、修了認定基準は入学生のほか、入学を希望する者にも検討できるよう適切に開示されている。

¹ 添付資料A5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」第12条第12号

² 添付資料A5-3「駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」第42条

³ 添付資料A4「法科大学院履修要項」2-9頁

⁴ 添付資料A4「法科大学院履修要項」14頁

3 自己評定

A

[理由] 上記のとおり，修了認定の基準・体制・手続の設定，修了認定基準の開示のいずれも非常に適切であり，修了認定が適切に実施されている。

4 改善計画

特になし。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明，試験に関する解説・講評

各教員は，期末試験後に当該科目の「出題趣旨・成績評価基準」を公表し，試験答案の写しの交付を受けた学生自ら成績評価の結果を自己の成績に照らして分析・検証できるようにしており，個々の学生から答案の内容や成績評価について質疑がある場合は，試験終了後に設けられたオフィス・アワー及び成績発表後の成績質疑応答期間のそれぞれに各教員が個別の対応をすることにより，学生は成績評価及びその根拠について直接口頭で説明を受けることができる。さらに，個々の科目の成績評価について異議のある学生は，そのために設けられた異議申立期間に，研究科長に異議を申し立てることができる¹とされている。異議申立てがあったときは，当該科目の担当教員及び研究科長の指名する他の教員2人が協議を行い，再度，成績評価を行うこととなる。研究科長は，再評価の結果と理由を，異議申立てをした学生に文書で通知をすることとしている。なお，当該手続は実際に利用され，申立てもなされている¹。

イ 異議申立手続の学生への周知

異議申立手続について，年度当初に配布される駒澤大学法科大学院履修要項に明記され²，学生には周知されている。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

修了認定において単位積み上げ方式を採用し，前述のように成績評価に対する異議申立手続が適切に規定されているが，修了認定について異議のある学生もまた，所定の方法により，法曹養成研究科長に異議申立てを行うことができるものとされている。その内容は，成績評価における異議申立手続と同様である。

もともと，修了認定における単位積み上げ方式及び成績評価の異議申立手続等の適切な実施により，修了認定に対する異議申立てにいたるまでもなく適切に対処されているため，これまでに当該異議申立てがなされた例はない。

イ 異議申立手続の学生への周知

異議申立手続について，年度当初に配布される駒澤大学法科大学院履

¹ 現地調査時間閲覧資料「成績評価異議申立関係綴」

² 添付資料A4「法科大学院履修要項」13頁

修要項に明記され¹、学生には周知されている。

(3) 特に力を入れている取り組み

異議申立にいたる前に、成績評価について学生自ら検討する機会や教員の説明を受ける機会を設けるなど、多段階の手続が学生に保障されている。

2 点検・評価

成績評価を巡る疑義等については、「出題趣旨・成績評価基準」に基づいて学生が自ら検討する機会があり、期末試験後に実施されるオフィス・アワーの際の個別的解説、質疑応答期間における質疑応答及びこれら以外の機会における各教員による個別の説明等により口頭で説明を受けることができる。また、学生から成績評価及び修了認定について異議申立は学生に周知されており、異議申立てがあった場合、規程に従って適切に対応している。

3 自己評定

A

〔理由〕成績評価及び修了認定に対する異議申立手続の整備、学生への周知、手続の適切な実施等非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

¹ 添付資料A4「法科大学院履修要項」13頁

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 当法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルの内容

当法科大学院が、2006年度に貴財団の認証評価に際して提出した自己点検・評価報告書に記載したところから、変更はない。すなわち、法曹としての、使命感、責任感、倫理観、情報調査能力、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーション能力等が法曹に必要なマインド及びスキルであると考えている。

これらは、貴財団が提唱する「2つのマインド・7つのスキル」と概ね重なるものである。

なお、国際性の涵養については、外国語能力等が法曹全員に必要不可欠なスキルとまではいえないと考える。ただし、多様性ある法曹の育成が期待されるという観点からは、在留外国人の人権問題に詳しい法曹、国際取引に詳しい法曹、外国語で十分なコミュニケーションが図れる法曹、特定の法分野の比較法に詳しい法曹、海外の文化に親しむ法曹等が輩出されることは、望ましいことであると考えている。

イ 当法科大学院による検討・検証等

教員間では、教授会やFD小委員会などはもとより、各種の会合や非公式な場で、互いにより良い法曹を育てるにはどうしたら良いかを語り合う中で、必要なマインドとスキルについての認識も、共通化してきた。特に、昨今の弁護士就職難の報道に接する中で、修了生が合格後、良い就職先に巡り会うためにいかなるマインドやスキルが必要かという観点で議論する際には、上記に示したマインドやスキルが求められることを再確認する結果となる。したがって、法科大学院として、教員間の認識の共通化を「図る」というよりも、図らずも共通認識となったという次第である。このことは、専任教員がみなし専任も含めて14名という少人数であり、かつ、教員間のコミュニケーションが良好であることからもたらされた成果といえる。

その適切性の検証であるが、今のところ、いずれかが不適切であるという問題提起には接していないため、是か非かという観点での検証は行われていない。ただし、修了生で法曹になった者の考えを聞く機会や、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会との意見交換会、エクスターンシップ担当弁護士とのエクスターンシップ意見交換会、あるいはこれらの後の懇親会等々において、「法曹にとって何が必要か」という話題は

常に俎上に上るところである。そして、マインドやスキルのうち、何がより重要であるか、あるいは、学生や修了生に欠けているのはどのようなことか、については、教員個人のレベルでの検証は行われており、また、これについて教員間で意見交換することも多い。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

ア 入学者選抜(2-1)

出願時に、志願者に自己アピール書を提出させる。そこには、法曹を目指すことになったきっかけないし志望動機が記載されていることが多いが、これらの内容を通じて、法曹としての、使命感、責任感、倫理観、などが身につくかを判断する。

また、小論文試験では、ある程度の長さの文章を読ませて、その論旨に関する設問に答えさせる。これにより、問題分析能力、検討能力、表現・説得能力等の素地を見極める。

さらに、第2次試験としての面接試験では、志願者1人に試験官2名が対応し、約30分間かけて行う。その前半では、その場で読んだ新聞コラム程度の文章についての質疑応答、後半では志望動機等に関する自由な質問が行われる。これらにより、法曹としての、使命感、責任感や、問題分析能力、検討能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーションの基礎力等を判断する。特に、口頭でのコミュニケーション能力は法曹として最重要とも言うべきスキルであるところ、入学者選抜においては、これを試す機会は、面接試験しかないため、この点に重点を置いた評価を行っている。

なお、これらの試験を通じて、情報調査能力や事実認定能力は、計ることができない。しかし、これらの能力は、上記の各試験を通じて入学が認められる者であれば、特段の素地がなくても、法科大学院の教育を通じて涵養することが可能であると考えられる。

イ カリキュラム(5-1)

まず、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目がバランス良く、かつ体系的に配置されていることにより、スキルとマインドをバランス良く養成することができる。

次に、「法律情報Ⅰ・Ⅱ」が初年度必修科目とされており、実際にパソコンを使用した文献調査、判例調査等の方法と、それにもとづくプレゼンテーションの手法を学ぶ機会があることから、情報調査能力及び表現・説得能力については、早い機会に意識的に鍛えられる。

また、法律実務基礎科目のうち、「法曹倫理」が必修科目として設置され、充実した内容の授業が行われていることから(5-3)、法曹としての使命感、責任感、倫理観の涵養が図られている。さらに、臨床科目や

裁判のシミュレーションを行う科目（6-3）を通じて、これらのマインドが涵養されるほか、情報調査能力、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーション能力の全てにわたり、涵養の機会を得る。

さらに、理論と実務の架橋（6-2）の項目で述べた各種の取り組みにより、学修年限の全課程を通じて、法曹に必要なマインドとスキルを涵養できる仕組みになっている。

ウ 授業（6-1）

すべての法律基本科目では、双方向授業ないし問答形式の授業が意識されており、学生は応答と思考を通じて、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーション能力が涵養される。法律科目以外の科目においても、多くの科目で同様の授業手法が採られており、同様の効果が上がっている。

また、理解度の確認のためにレポート課題を課す授業も多く、課題の具体的内容により、情報調査能力、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力などが鍛えられうる。

エ 成績評価・修了認定（第8分野）

厳格な成績評価がなされ（8-1）、GPAによる進級制限が設けられていることから、学生は、当該授業で求められる各スキルの涵養が著しく不十分なままで進級し修了することがない。このことが、修了時における必要最低限レベルのスキルの獲得を担保している。

また、学生は、厳格な成績評価と進級制限を通じて、専門職を目指す厳しさを実感しつつ努力を続けることになる。入学時には、若く職歴のない学生のうちには甘えが抜けない者もいるが、厳しい環境の中で努力を続けることにより、法曹としての使命感や責任感の涵養につながっている。

オ 教育体制（第3分野）

研究者教員と実務家教員がバランス良く配置され、また、教員の年齢層のバランスも良いこと、教員間のコミュニケーションが円滑なことから、教員間で、法曹に必要なマインドとスキルについて話し合うことができている点は、すでに述べたとおりである。

カ FD（第4分野）

FD小委員会、分野別FD部会の各活動が行われ（4-1）、これらを通じて、学生の状況と、それを受けて涵養に力を注ぐべきマインドやスキルの把握が可能となっている。学生の授業評価（4-2）も、学生の全体状況や傾向を把握するのに役立っている。

キ 学習環境（第7分野）

大学本部からは独立したビル1棟の全体が法科大学院施設となってお

り、教員と学生が、物理的に非常に近い距離にいることは、マインドやスキルの涵養にとっても有利な材料である。自習室や図書室など、学生の自学自修に必要な設備も整っていることから、学生にとっては勉学に集中しやすい、無駄の少ない環境といえ、互いに法曹を目指す学生どうしの切磋琢磨の場としても好適である。

さらに、修了生による「アドバイザー弁護士制度」も、身近な先輩法曹と接し、法曹の在り方の具体的なイメージを実感する機会であるから、マインドやスキルの涵養にも有益である。

ク 自己改革の取り組み（第1分野）

学生を良き法曹に育てるためには、司法試験の合格に向けた指導もまた、法科大学院の使命の1つである。そして、そのために必要なスキルを分析したときには、まさに、上記の各スキルがさまざまな形で求められていることに気づく。毎年の司法試験合格率については、教員団はFD会議等を通じて真摯に向き合い、工夫を重ねてきた。司法試験合格率の向上を目指した種々の改革は道半ばであるが、多くの学生に、良き法曹になってもらいたいという教員団の熱意は、法曹に必要なスキルの涵養や、法曹としての使命感や責任感につながる不屈の精神の涵養に、有益であることは疑いがない。

(3) 国際性の涵養

入学者選抜において、外国語能力が一定程度以上であることを証明した志願者には、加点措置を行っている。

専任教員に大韓民国籍の教授が1名いる。また、学生の中にもいわゆる在日外国人で日本名の通称を使用していない者が複数在籍しているほか、大韓民国から留学している学生もいる。このように、教員も学生も外国人を含む人的構成となっていることから、他の学生も、国籍や文化等の多様性を受け容れ、これに配慮しつつ互いに尊重するという風土ができています。

また、専任教員には留学経験者が多いほか、教員の研究支援としての在外研究制度（3-7）が実際に活用されて海外での研究を行う教員が多いことも、学生にとっては、世界に目を向ける契機となる。

さらに、カリキュラムの上からも、必修科目である「法律情報Ⅰ・Ⅱ」において、Westlaw等の海外のデータベースを活用する方法を学ぶ。また、基礎法学・隣接科目に「外国法」、展開・先端科目に「国際関係法Ⅰ・Ⅱ・演習（公法系）」「国際関係法Ⅰ・Ⅱ・演習（私法系）」という選択科目を擁している。また、今年度から、研究者を目指す学生を念頭に置いた「研究論文指導」の科目を設け、そこでは当然に外国の法制などが指導対象となるほか、博士課程進学を意識した「外書講読」の科目も設置された。

以上のとおり、さまざまな場面で国際性を涵養する取り組みはある。そ

の内容や方向性はまちまちであるが、前述のとおり、国際性の涵養とは多様な法曹を育成するという観点から有効であるとの考えによる。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

本学の設定している法曹に必要なマインドとスキルは、法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキルと同一である。

(5) 特に力を入れている取り組み

ア 特別講演会及び学術講演会

法科大学院が主催し、または司法研究所と共催して、特別講演会が行われている（なお、今年度から、法科大学院主催のものを、司法研究所との共催と区別する意味で「学術講演会」と改称した。）。いずれも、研究または実務における第一人者を招いて行うものである。

参加学生は、研究者の講演からは、法律学における最先端の考え方や、本学教員の授業とは異なる視点からの問題の捉え方に触れることになり、実務家の講演からは、社会における法曹の役割を捉え直すとともに自己の将来像を考える機会を得る。

前回認証評価以後における実績は、以下のとおりである。

2007年 3月 9日 川端博明治大学法科大学院教授

「刑法理論と刑事立法・判例・司法試験との関わりをめぐって」

2007年 7月25日 出澤秀二弁護士

「司法研修所の求める力」

2007年10月 6日 青山善充明治大学法科大学院長

「消費者紛争をめぐる最近の動向－少額訴訟から団体訴権まで－」

2009年 6月 6日 小林充元仙台高等裁判所長官

「殺意とその認定－法科大学院における事実認定教育の1例」

(司法研究所と共催)

2009年12月19日 野中俊彦法政大学名誉教授

「選挙権裁判の軌跡と展望」(司法研究所と共催)

2010年12月 1日 雨宮眞也弁護士・駒澤大学名誉教授

「法的思考力と要件事実－民事訴訟手続の基本的流れ－」

2011年5月23日 只木誠中央大学法科大学院教授

「罪数論と競合論の意義」(学術講演会)

イ ランチミーティング

本学の非常勤教員や、修了生により、昼休みに希望学生を集めてランチミーティングが行われている。学修に忙しい学生の負担とならない時間帯に、テーマに応じて、自己の将来の法曹像について考えさたり、学修や研鑽の指針を得る機会を与えるものとなっている。

これは、2006年度から始まった「ランチタイム・セミナー」を改称したものであり、今年度の開催実績は以下のとおりである。

4月7日 秋定和宏弁護士（非常勤教員）「法律の勉強方法と基本書・判例の読み方」

6月2日 稲毛正弘弁護士（修了生）「弁護士にとってのプレゼンテーション」

6月21日 齊藤友嘉弁護士（元特任教授）「労働審判法の立法作業」

7月28日 修了生4名「新司法試験を受験して感じたこと」

ウ 無料法律相談会（6－3）

毎年2回、5月と11月に、地域の相談者を対象とした無料法律相談会を開催し、希望する学生が同席する。

学生は、弁護士による相談業務の実際に触れることを通じて、日頃修得に努めている実定法の知識が問題解決に活かされる場面を実感するとともに、法曹の社会的役割の一端に触れることとなる。

エ 裁判傍聴や見学（6－3）

教員が、しばしば、希望する学生を率いて、東京地方裁判所の裁判傍聴、刑務所見学、証券取引所見学等を実施する。また、実務家教員が、担当事件の証人尋問など学生に有益だと思われる裁判がある際には、TKCで告知して傍聴を薦めることもある。

これらの取り組みは、参加学生に、法が社会の中でどのように活かされているのかを実感させるものである。そして、見学の内容によっては、法曹の役割や、法曹に求められるスキルやマインドについて、学生自身が考える契機となり得るものでもある。

2 点検・評価

法曹に必要なマインドとスキルの設定は適切なものである。

また、その涵養に向けた取り組みは、入学者選抜、カリキュラム、授業、成績評価・修了認定、教員体制、FD、学習環境、自己改革の各分野で、適切になされている。さらに、学術講演会やランチミーティング等の授業外の取り組みもなされている。

このように多角的な取り組みが十分に行われており、良好に機能していると評価し得る。

3 自己評定

A

〔理由〕法曹に必要なマインドとスキルを設定し、それを涵養することに向けて授業の内外で各種の取り組みが行われており、かつ、それらは良く機能していることから、法科大学院に求められている法曹養成教育を十分

に行っているものと評価できる。

- 4 改善計画
特になし。